

| 年 | 年別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 提案年における最終的な調整結果(個票等) |
|-----|--------|---------------|---------|----------|------------|--------------|---|--|---|---|---|
| H26 | 191 | 03_医療・福祉 | 都道府県 | 和歌山県 | 厚生労働省 | A 権限移譲 | 健康保険法第63条第3項第1号、第64条、第73条、第78条第1項、第80条 国民健康保険法第41条、第45条の2 高齢者の医療の確保に関する法律第66条、第72条 | 保険医療機関及び保険薬局の指定・指導権限並びに保険医及び保険薬剤師の登録・指導権限を都道府県知事に移譲する。 | 保険医療機関及び保険薬局の指定・指導権限並びに保険医及び保険薬剤師の登録・指導権限を都道府県知事に移譲する。 | 【移譲の必要性】 今後、大きな課題となる「2025年問題」へ対応するため、地域で必要な医療の確保に向けて「地域医療ビジョンの策定」「病床の機能分化」等について、都道府県が主体的に医療体制のあり方を考える時期であり、これらを実現させるため、都道府県が医療提供体制の整備について、積極的に関わる必要がある。 【移譲による効果】 そこで、「保険医療機関の指定・指導」権限を都道府県へ移譲することにより、従前から実施している医療法に基づく「医療法人の認可・指導監督・病院の開設許可等」権限と合わさって、地域完結型の主体的な医療行政を推進することができ、ひいては、より効果的な「医療提供体制の確保」「医療費の適正化」を図ることができる。 また、診療報酬に関する個別指導について、現在は、地方厚生(支)局と都道府県が共同で実施しているが、実施状況が十分ではない状況であり、地域に密着した都道府県が実施することにより、適正な個別指導を実施し、医療費の適正化に向けた動きとなる。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |
| H26 | 192 | 03_医療・福祉 | 都道府県 | 和歌山県 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 地域保健法施行令第4条第1項 | 保健所長の医師資格要件の緩和 | 地域保健法施行令第4条関係で定めている要件(保健所長は医師でなければならない)を、地方の状況に応じ、一定の基準に基づき変更できるように各都道府県へ条例委任する。 要件の緩和については、 ①同4条第1項で、保健所長は医師でなければならないとしているが、「必ずしも医師でなくても専門的な知識があれば良い」とする。(ただし、別途医師を配置) ②同項において、定められている「医師であって次の号のいずれかに該当する」における要件の実務経験等の緩和を求める。 ③同条第2項における医師以外の者を保健所長とする例外的措置に関して定められている要件の実務経験等の緩和を求める。 | 【経緯】 公衆衛生医師の確保が困難である状況が慢性的に続いている中、これまでも保健所長の医師資格要件の廃止を含めた職務のあり方について検討がなされており、鳥インフルエンザ等の健康危機管理部分に専門的知識、経験が必要である点、組織運営面においても医師という専門的立場が好ましいという点から医師資格要件は必要であるという意見が強かったが、一方で、地方分権の流れに逆行であるという意見、医師不足から保健所長の兼務や若年の保健所長が生じ、組織管理が困難であることを考えると所長でなくてもスタッフとして医師がいれば良いという意見もあり、平成16年4月に例外的措置として医師以外の者を保健所長とすることが認められたところ。 【実状を踏まえた必要性】 要件が厳しく例外的措置の適用件数は少数であり、保健所長の兼務の抜本的解決には至っておらず、当県においても同様の兼務が問題となっている。24年度の全国知事会からの提案に対し、地域保健の水準低下から国民全体の不利益につながるのと考えから厚生労働省として移譲に反対との回答があったが、人材確保の努力・制度の要件緩和にもかかわらず改善されていないことを考えると、「今後の一層の努力により改善が見られない場合は資格要件を見直す必要がある」とした平成16年3月検討委員会報告を踏まえ、再度検討願いたい。 【当県の状況(7保健所1支所)】 ・平成25年度:1保健所において兼務 1名退職 ・平成26年度:1名採用 1保健所において兼務の状況変わらず ・今後 :定年退職等を考えると2~3保健所において兼務の可能性あり | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |
| H26 | 193 | 01_土地利用(農地除く) | 都道府県 | 和歌山県、大阪府 | 農林水産省(林野庁) | A 権限移譲 | “森林法第25条、第25条の2、第26条、第26条の2第1項、2の第2項、2の第3項、2の第4項、第27条の第1項、第2項、第3項、第32条の第1項、第2項、第3項、第33条の2、第33条の3第44条” | 重要流域における民有林の保安林の指定・解除及び指定施業要件の変更に係る事務・権限の移譲 | 重要流域※における民有林の保安林の指定・解除及び指定施業要件の変更に係る事務・権限については、都道府県に移譲する。 ※重要流域とは、2以上の都府県の区域にわたる河川流域 | 保安林の指定・解除及び指定施業要件の変更に係る事務・権限は、地方分権一括法施行(平成12年)により農林水産大臣から都道府県知事へ一部権限移譲され、民有林のうち①水源涵養②土砂流出防備③土砂崩壊防備の重要流域内は農林水産大臣(直接執行事務)、①②③の重要流域以外は都道府県知事(法定受託事務)、それ以外の保安林は都道府県知事(自治事務)となっている。 また、保安林の指定・解除及び指定施業要件の変更に係る事務を農林水産大臣に申請する場合には、その森林に所在地を所管する都道府県知事は遅滞なくその申請書を農林水産大臣に進達しなければならないこととなっている。 上記①②③の重要流域内の保安林指定・解除及び指定施業要件の変更の権限を都道府県に移譲することにより、国が申請書を受理してから予定通知の施行までの期間(標準処理期間90日)が無くなることとなり、申請から指定までに要する期間は大幅に短縮されるものと考えられる。 また、現行でも県経由の際、県においても国と同様の審査をしたうえで申請書の進達を行っていることから、移譲後も都道府県において審査を遺漏なく実施することは可能である。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |
| H26 | 194 | 01_土地利用(農地除く) | 都道府県 | 和歌山県 | 農林水産省(林野庁) | B 地方に対する規制緩和 | 森林法第26条の2第4項、森林法施行法令第3の3 | 都道府県知事権限の保安林(重要流域以外)の指定の解除に際しての大規模な協議(同意)の廃止 | 都道府県知事権限の保安林(重要流域以外)の指定の解除に係る農林水産大臣への協議(同意)を廃止する。 | 都道府県知事権限の保安林(重要流域以外)の指定の解除に当たっては、指定の理由の消滅(法第26条の2第1項)については1ha以上及び公益上の理由の解除(同条第2項)については5ha以上の場合に農林水産大臣に協議し、同意を得る必要がある。(法定受託事務) しかしながら、都道府県知事の審査及び農林水産大臣の協議に係る審査は同じ基準に基づいて行われるため、両者の審査の結果が大きく異なるとは考えられない。 また、大規模な解除等の案件については申請者をはじめ関係者から迅速な対応が求められるケースもあり、大臣への協議を廃止することにより、国への協議等に要する期間(標準処理期間30日)が無くなることとなり、より一層の事務の簡素化及び迅速化を図ることが可能となる。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |

| 対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの) | 最終の対応方針(閣議決定)記載内容 | 措置の概要 | 資料等 | | 国の担当部局 |
|---|-------------------|-------|--|---|--------|
| | | | | URL | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 4【農林水産省】 (3) 森林法(昭26法249) (i) 保安林の指定・解除については、一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の全区間の都道府県への移譲が行われた場合に加え、一級河川を擁さない重要流域においては、当該流域の全ての県から要請があるときに、国と当該流域の県が協議を行い、協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する。協議に際しては、関係する市町村の意見を十分に聴取するとともに、近年の集中豪雨等による山地災害が多発している状況も踏まえ、法25条1項1号から3号までに掲げる保安林の指定の趣旨に鑑み、権限移譲後においても保安林の適正配備がなされるよう留意する。 | | | | | |
| 6【農林水産省】 (4) 森林法(昭26法249) (iii) 法25条1項4号から7号に掲げる目的を達成するために指定される保安林のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議(26条の2第4項2号)については、制度の運用実態を調査しつつ、同意を要しない協議に見直す方向で検討し、平成27年中に結論を得る。 | | | 【農林水産省】森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について(兵士絵28年5月20日付け林野庁治山課長通知) | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu-tsuchi.html#h26_194 | |

| 年 | 年別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 提案年における最終的な調整結果(個票等) |
|-----|--------|----------|---------|----------|-------|--------|----------|-------------------------------|---------------------------------|--|---|
| H26 | 195 | 02_農業・農地 | 都道府県 | 和歌山県、大阪府 | 農林水産省 | A 権限移譲 | 農地法4条、5条 | 面積が4ha以上の農地転用許可権限を都道府県知事に権限移譲 | 面積が4ha以上の農地転用許可権限を都道府県知事に権限移譲する | 【制度改正の必要性】 4ha以下の農地転用については、都道府県知事が許可することとされているが、4haを超える転用についても県全体の農業施策の観点から、都道府県知事による許可が望ましい。 県が行う農地転用許可事務は、市町村農業委員会での審査、県農業会議への諮問からなる3段階の過程で行われ、客観的かつ総合的な判断が担保されており、面積の大小によって許可権者が変わることに合理性はない。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |

| 対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの) | 最終の対応方針(閣議決定)記載内容 | 措置の概要 | 資料等 | | 国の担当部局 |
|--|-------------------|-------|-----|-----|--------|
| | | | | URL | |
| <p>4【農林水産省】</p> <p>(4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。</p> <p>(i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 <p>(ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について</p> <p>事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあつては、当該指定市町村の長)に移譲する。 農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。 | | | | | |

| 年 | 年別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 提案年における最終的な調整結果(個票等) |
|-----|--------|----------|---------|----------|-------|--------------|----------|------------------------------------|---------------------------------------|---|---|
| H26 | 196 | 02_農業・農地 | 都道府県 | 和歌山県、大阪府 | 農林水産省 | B 地方に対する規制緩和 | 農地法附則第2項 | 面積が2ha超4ha以下の農地転用許可にかかる農林水産大臣協議の廃止 | 面積が2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議を廃止する | 【制度改正の必要性】 県が行う農地転用許可事務は、市町村農業委員会の審査、県農業会議への諮問からなる3段階の過程で行われ、客観的かつ総合的な判断が担保されており、面積の大小によって協議の要否を区別することに合理性はない。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |

| 対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの) | 最終の対応方針(閣議決定)記載内容 | 措置の概要 | 資料等 | | 国の担当部局 |
|--|-------------------|-------|-----|-----|--------|
| | | | | URL | |
| <p>4【農林水産省】</p> <p>(4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。</p> <p>(i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 <p>(ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について</p> <p>事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあつては、当該指定市町村の長)に移譲する。 農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。 | | | | | |

| 年 | 年別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 提案年における最終的な調整結果(個票等) |
|-----|--------|---------------|---------|------|------------|--------|-------------------------------------|-------------------------|--|---|---|
| H26 | 197 | 02_農業・農地 | 都道府県 | 奈良県 | 農林水産省 | A 権限移譲 | 農地法第4条第1項、第5条第1項 | 農地転用の農林水産大臣許可権限を都道府県に移譲 | 4haを超える農地の転用にかかる許可権限を大臣から都道府県知事に移譲する。 | <p>【根拠条文】4haを超える農地転用は農林水産大臣の許可が必要である。</p> <p>【改正の必要性】農地転用の大臣許可については、多大な時間を要し、迅速性に欠け、地域の活性化や県内の雇用を生み出す工場や商業施設の立地を進めていく上で課題となっている。地域の実情を把握する地方が事務を行うことで、地域における農業の実情とスピードを重視する企業のニーズに対応しながら、優良農地の確保と地域経済の活性化の両立が可能となり、総合的なまちづくりを進めることができる。</p> <p>【具体的な支障事例】大規模商業施設を誘致するため、市街化区域編入したが、その後の交通協議で市街化調整区域内で道路拡幅が必要となった。本来市街化区域内の農地転用は許可不要であるが、一連の事業計画のもとに市街化区域と市街化調整区域にまたがって転用が行われその面積の合計が4haを超える場合は市街化調整区域にある農地転用は大臣許可が必要とのこと。開発事業者が道路拡幅を行う場合大臣許可手続きに相当の時間を要することとなり事業計画が遅れることが予測されたため、開発事業者による道路拡幅は断念し、市が直接施工した。</p> | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |
| H26 | 198 | 01_土地利用(農地除く) | 都道府県 | 奈良県 | 農林水産省(林野庁) | A 権限移譲 | 森林法第25条第1項、第26条第1項、第33条の2第1項、第96条の2 | 保安林の指定、解除等の権限の移譲 | 大臣権限である重要流域における1～3号保安林の指定、解除等を知事権限とすること。 | <p>【制度改正の経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大臣権限である保安林の指定、解除等については、国の審査、国からの予定通知、確定通知等の手続きがあり、指定や解除等の確定に相当の期間を要する。 ・昨今、保安林の指定、解除等の事務処理については、迅速な手続きが求められている。 ・全体の9割以上を占める大臣権限により行われている重要流域の1号～3号保安林の指定、解除等の手続きが、知事権限となれば、処理までの期間を短縮することが可能となる。 ・保安林の解除を伴う公共工事についても、これまでより早期に着工することが可能となる。 <p>【具体的な効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定の確定告示までの期間： 大臣権限(H25実績平均)約280日→知事権限(H25実績平均)約80日 ・解除の確定告示までの期間： 大臣権限(H25実績平均)約1年→知事権限(H25実績平均)約6ヶ月 ・指定実施要件の変更の確定告示までの期間： 大臣権限(H25実績平均)約280日→知事権限(H25実績平均)約80日 <p>【制度改正に伴う問題の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大臣権限における国の審査については、県が内容審査し進捗しているため、実体は形式審査となっている。また、大臣権限と知事権限の指定、解除等の基準に差違はない。 ・既に重要流域以外の1号～3号保安林や、4号以下のその他の保安林については、知事権限で保安林の指定、解除等を行っており、重要流域における1～3号における権限を知事に移譲しても国土保全の根幹を揺るがすとは考えがたい。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |

| 対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの) | 最終の対応方針(閣議決定)記載内容 | 措置の概要 | 資料等 | | 国の担当部局 |
|--|-------------------|-------|-----|-----|--------|
| | | | | URL | |
| <p>4【農林水産省】</p> <p>(4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。</p> <p>(i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 <p>(ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について</p> <p>事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。 | | | | | |
| <p>4【農林水産省】</p> <p>(3)森林法(昭26法249)</p> <p>(i)保安林の指定・解除については、一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の全区間の都道府県への移譲が行われた場合に加え、一級河川を擁さない重要流域においては、当該流域の全ての県から要請があるときに、国と当該流域の県が協議を行い、協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する。協議に際しては、関係する市町村の意見を十分に聴取するとともに、近年の集中豪雨等による山地災害が多発している状況も踏まえ、法25条1項1号から3号までに掲げる保安林の指定の趣旨に鑑み、権限移譲後においても保安林の適正配備がなされるよう留意する。</p> | | | | | |

| 年 | 年別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 提案年における最終的な調整結果(個票等) |
|-----|--------|----------|---------|------|-------|--------------|----------|---------------------------|--------------------------------------|--|---|
| H26 | 199 | 02_農業・農地 | 都道府県 | 岡山県 | 農林水産省 | B 地方に対する規制緩和 | 農地法附則第2項 | 農地転用許可事務に関する農林水産大臣への協議の廃止 | 2haを超える農地転用の知事の許可に係る農林水産大臣への協議を廃止する。 | <p>【制度改正の必要性】 農地転用許可に当たっての審査基準は同一であり、面積要件により許可権者を変える必要性に乏しく、許可権限を市町村へ移譲すること、農林水産大臣への協議を廃止することにより事務の迅速化を図るべきである。</p> <p>【支障事例】 地方農政局における手続に一定程度時間を要するため、立地を計画している企業等が刻々と変化する経済情勢に基づくビジネスチャンスを逃す場合や、不要な出費を強いる場合がある。</p> <p>【制度改正の経緯】 本県では、現在、4ha以下の農地転用許可権限を全ての市町村に移譲しているが、何ら問題なく事務処理ができています。市町村からは、より迅速な事務処理を可能にするため、県農業会議の意見聴取の義務付けを廃止すべきとの多数の意見がある。</p> | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |

| 対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの) | 最終の対応方針(閣議決定)記載内容 | 措置の概要 | 資料等 | | 国の担当部局 |
|--|-------------------|-------|-----|-----|--------|
| | | | | URL | |
| <p>4【農林水産省】</p> <p>(4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。</p> <p>(i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 <p>(ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について</p> <p>事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあつては、当該指定市町村の長)に移譲する。 農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。 | | | | | |

| 年 | 年別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 提案年における最終的な調整結果(個票等) |
|-----|--------|----------|---------|------|-------|--------------|---|--|--|---|---|
| H26 | 200 | 02_農業・農地 | 都道府県 | 岡山県 | 農林水産省 | B 地方に対する規制緩和 | 農地法第4条第3項及び第5条第3項 | 農地転用許可事務に関する農業会議の意見聴取の廃止 | 農地転用許可に係る県農業会議への意見聴取の義務付けを廃止する。 | <p>【制度改正の必要性】</p> <p>農地転用許可に当たっての審査基準は同一であり、面積要件により許可権者を変える必要性に乏しく、許可権限を市町村へ移譲すること、農林水産大臣への協議を廃止することにより事務の迅速化を図るべきである。</p> <p>【支障事例】</p> <p>地方農政局における手続に一定程度時間を要するため、立地を計画している企業等が刻々と変化する経済情勢に基づくビジネスチャンスを逃す場合や、不要な出費を強いる場合がある。</p> <p>【制度改正の経緯】</p> <p>本県では、現在、4ha以下の農地転用許可権限を全ての市町村に移譲しているが、何ら問題なく事務処理ができています。市町村からは、より迅速な事務処理を可能にするため、県農業会議の意見聴取の義務付けを廃止すべきとの多数の意見がある。</p> | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |
| H26 | 201 | 11_その他 | 一般市 | 花巻市 | 総務省 | B 地方に対する規制緩和 | 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知) | 定住自立圏構想推進要綱に定める「中心市」の要件の緩和 | 定住自立圏構想における「中心市」の要件として昼夜間人口比率等が定められているが、当該要件を満たさない市であっても、中心市宣言を実施しようとする団体については、中心市として位置づけを可能とする。 | 定住自立圏構想推進要綱は、中心市と近隣市町村が自らの意思で協定を締結し、形成される圏域ごとの「集約とネットワーク」の考え方に基づき、互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的としている。 中心地の要件には、①人口が5万人程度(少なくとも4万人を超えていること。)、②昼夜間人口比率が1以上(合併市町村に対する特例措置有)など規定されているが、夜間人口に対する昼間人口が1人でも少ない場合にも、中心市として要件を欠くこととなり、本制度を活用した住民の居住確保対策や地域の魅力向上対策が展開できない現状である。 そこで、人口要件と同様に昼夜間人口比率についても要件に幅を持たせ、「昼間人口を夜間人口で除して得た数字が1以上又は概ね1程度」とすることによって中心市宣言をしようとする市の後押しをすることが必要である。 本市の具体的な現状は、別紙のとおり | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |
| H26 | 202 | 02_農業・農地 | 一般市 | 瑞穂市 | 農林水産省 | B 地方に対する規制緩和 | 農地法第4条、5条 | 農地法の改正 市町村が独自の事業を計画した場合の「農地法」に係る許可基準の緩和 | 農地法4条、5条、第1項の末尾に、ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでないと記述されている。 各号の追加として、「地方分権の趣旨に沿い市町村が地方の発展のため、総合的かつ計画的に事業を実施しようとする場合」を記述する。 | <p>【地域の実情】</p> <p>当市は、名古屋市が通勤・通学圏内で今後も人口増加が見込まれており、東海環状自動車道の開通による交通便利性が向上する地域となっている。 東海環状自動車道へのアクセスのために作られる新設道路用地の多くが、農用地区域内農地であるが、周辺の農地は利用価値が向上し集約的な農業の実現可能が期待できるとともに、商業・工業等の企業立地との両立も可能であると考えている。 また、この地域は、今年中に準都市計画区域の指定をし、その後順次、特別用途制限地域を指定し、農地を確保しつつ商業・工業等の企業立地にも配慮した健全なまちづくりを進める方針である。</p> <p>【改正理由】</p> <p>国全体の食糧自給の観点から、全国一律に農地を守るという考えもあるが、一方で地域によっては、中山間地に見られるように耕作放棄地が広がり農地を守ることができない又は得策でない場合がある。また、ハイテク技術を用いた農業の推進など、必ずしも農地を減らすことが農業を衰退させることに繋がらないという考えもある。 そこで、市町村の事情に配慮した許可基準の緩和をお願いしたい。</p> <p>【改正すべき制度の根拠条文】</p> <p>(農地の転用の制限) 第4条、 (農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限) 第5条 「地方分権の趣旨に沿い市町村が地方の発展のため、総合的かつ計画的な事業を計画した場合」を、ただし書きの各号の一つとして追加する。</p> | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |

| 対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの) | 最終の対応方針(閣議決定)記載内容 | 措置の概要 | 資料等 | | 国の担当部局 |
|--|-------------------|-------|---|--|--------|
| | | | | URL | |
| <p>4【農林水産省】</p> <p>(4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。</p> <p>(i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 <p>(ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について</p> <p>事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあつては、当該指定市町村の長)に移譲する。 農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。 | | | | | |
| <p>6【総務省】</p> <p>(11)定住自立圏構想推進要綱</p> <p>定住自立圏構想における中心市の要件については、連携中枢都市圏構想における連携中枢都市の要件の考え方も参考に検討を進め、平成27年度中に結論を得る。</p> | | | <p>【総務省】中心市の要件の今後の取扱いについて(平成28年6月16日付け総務省地域力想像グループ地域自立応援課長事務連絡)</p> | <p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu_tsuchi.html#h26_201</p> | |
| - | - | - | - | - | - |

| 年 | 年別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 提案年における最終的な調整結果(個票等) |
|-----|--------|----------|---------|-------|-------|--------------|---|--|---|---|---|
| H26 | 203 | 02_農業・農地 | 一般市 | 瑞穂市 | 農林水産省 | B 地方に対する規制緩和 | 農業振興地域の整備に関する法律第8条、4項(農振法) | 農業振興地域の整備に関する法律(農振法)の改正 市町村が独自の事業を計画した場合の「農業振興地域の整備に関する法律(農振法)」に係る手続きの簡素化 | 農振法第8条4項、市町村は、農業振興地域整備計画を定めようとするとき又は変更しようとするときは、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。 上記に、「ただし、地方分権の趣旨に沿い市町村が地方の発展のため、総合的かつ計画的に事業を実施しようとする場合は、都道府県知事との協議・同意を省略することができる」を追加。 | 【地域の実情】 当市は、名古屋市が通勤・通学圏内で今後も人口増加が見込まれており、東海環状自動車道の開通による交通利便性が向上する地域となっている。 東海環状自動車道へのアクセスのために作られる新設道路用地の多くが、農用地区域内農地であるが、周辺の農地は利用価値が向上し集約的な農業の実現可能が期待できるとともに、商業・工業等の企業立地との両立も可能であると考えている。 また、この地域は、今年中に準都市計画区域の指定をし、その後順次、特別用途制限地域を指定し、農地を確保しつつ商業・工業等の企業立地にも配慮した健全なまちづくりを進める方針である。 【改正理由】 農地転用をするには、前段の処理として、当該農用地区域内の土地を農用地区域から除外するため、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。この計画変更にあたり、市町村の意向を十分に反映させるため、特殊な場合の例外規定を設ける。 【改正すべき制度の根拠条文】 (農地の転用の制限) 第8条、4項の追加 「ただし、地方分権の趣旨に沿い市町村が地方の発展のため、総合的かつ計画的な事業を計画した場合は、都道府県知事との協議・同意を省略することができる」を追加。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html |
| H26 | 204 | 03_医療・福祉 | 一般市 | 瑞穂市 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 児童福祉法第18条の4、第45条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条 | 「保育支援員(仮称)」の保育士配置定数への算入 | 国が示す一定基準の研修課程を受講した者を「保育支援員(仮称)」と位置づけ、原則的な保育時間以外の時間帯において、保育士とみなして保育業務に携わることができるよう、従事できるよう配置基準の見直しをするもの。 | 【制度改正の経緯】瑞穂市は交通至便な位置にあり、人口流入が続き、平成15年度合併後、10年間で5,000人余り(約11%)人口が増加している。この地域の土地柄から公立保育所が多く、その中で要支援児を保育する保育士(補助職員である保育士は、全て保育士有資格者である。)を要支援児に対する加配保育士等、保育の質を確保する取り組みを長年実施してきた。 【支障事例】しかし、朝・夜の時間帯の保育士確保に支障を来している。これは、補助職員としての保育士の就労希望時間帯が9時から15時までが主流であるため、朝・夜の短時間労働の保育士がいないからである。 【制度改正の必要性】現下の少子化対策は、経済の活性化と労働力の市場への投入(平成26年6月「日本再興戦略」改定2014にて「女性の活躍推進」)を図る国策であるが、子どもの居場所である第1優先の保育所の保育士の確保が困難な状況下にあるので、早期に保育所の体制強化を図り、子どもの受け皿を確保して、女性の就労機会の拡大を図るべきである。保育業務の安全・安心を担保する保育の質の検証を併せて実施しながら、地域の実情も加味して政策を総動員すべきである。 【懸案の解消策】平成26年6月30日の子ども・子育て会議にて議論されている小規模保育における保育従事者としての「子育て支援員(仮称)」を、保育所における原則的な保育時間以外の時間帯においては、おむつ交換やおやつ等の生活の支援が主となるため、保育士2人のうち1人の「保育支援員(仮称)」を保育士とみなして保育業務に携わることができるよう、「保育支援員(仮称)」として保育士配置基準の見直しを行う。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html |
| H26 | 205 | 06_環境・衛生 | 一般市 | 安芸高田市 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 旅館業法第3条 旅館業法施行令第1条、第2条 旅館業法施行規則第5条 | 中山間地域における旅館業法の客室延床面積要件の緩和 | 農林漁業者が営む民宿については、旅館業法施行令に規定する客室延床面積要件が緩和されているところであるが、これを中山間地域に存在する非農林漁家にも拡大すること。 適用対象としては、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域を想定している。 | 【改正の必要性】 少子高齢化に伴う急速な人口減少は、大きな問題であり、少子化対策と合わせて、他の地域からの移住促進を図ることも合わせて取り組む必要がある。移住に際しては、気候、風土、その土地に住む人の気質等を知るとともに、地域に溶けこむ必要がある。 移住への段階の一つとして、中山間地域に存する民家等に滞在して生活体験を行うことが考えられるが、現行法規制では、農林漁業者が体験を提供する民宿を営む場合においてのみ規制緩和されており、非農林漁家については規制緩和の対象となっていない。 農林漁業体験でなくとも、中山間地域に存する民家等に滞在して行う生活体験自体に価値があると考えられるため、非農林漁家が生活体験を提供する民宿を営もうとする場合にあっては、農林漁家の場合と同様の規制緩和を提案する。 【具体的な支障事例】 非農林漁業者が生活体験を提供する民宿を開業しようとする際、客室延床面積が33㎡以上なければ開業できず、内容的にも大幅な施設改修を伴うことが予想される等、非常に難易度の高いものである。 農林漁業体験のみが農山漁村体験ではなく、農地等を持たずとも、地域の伝統、文化、生活等を伝える体験を提供することは可能である。 【改正による効果】 都市と中山間地域の交流が促進され、移住者確保の一翼を担うと考えられる。また、その交流を通して、中山間地域の文化が見直されることで、地域住民の誇りとなり、人口流出防止にもつながることを想定している。 【想定される課題】 市内に存する旅館業者との競合が懸念材料となるが、今回提案する内容は、人と人との交流を促進するためのものであり、目的が異なるため、競合はないと考える。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html |

| 対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの) | 最終の対応方針(閣議決定)記載内容 | 措置の概要 | 資料等 | | 国の担当部局 |
|---|-------------------|-------|---|-----|--------|
| | | | | URL | |
| | | | | | |
| 6【厚生労働省】 (1)児童福祉法(昭22法164) (ii)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)のうち、保育所に係る基準については、次のとおりとする。 ・朝、夕の時間帯であって、保育する児童が1人である場合等における保育士の数が2人を下回ってはならないという取扱い(基準33条2項)について、地方の実情を踏まえて、引き続き検討を進める。 上記(i)(ii)に加え、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度の着実な施行を図るとともに、「待機児童解消加速化プラン」及び「保育士確保プラン」に基づき、地方公共団体と連携して、保育士確保対策(潜在保育士の復帰支援を含む。)に強力に取り組む。 | | | 【厚生労働省】保育所等において必要な保育士の確保が難しい状況にある場合の対応について(平成27年3月19日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課事務連絡) https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_204 | | |
| | | | | | |

| 年 | 年別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 提案年における最終的な調整結果(個票等) |
|-----|--------|---------------|---------|------|------------|--------------|---------------------------------------|--------------------------|--|---|---|
| H26 | 206 | 01_土地利用(農地除く) | 都道府県 | 青森県 | 農林水産省(林野庁) | A 権限移譲 | 森林法第25、26条 | 民有保安林の指定・解除等事務・権限の移譲 | 国に事務・権限がある重要流域に係る第1～3号保安林の指定・解除等について、その事務・権限を都道府県に移譲する。 | (1)現状 重要流域における第1～3号民有保安林の指定・解除等の事務・権限が国にあるため、申請から決定告示までに相当の期間(約1年程度)を要しており、迅速な行政手続きのネックとなっている。 (2)支障事例 ア 指定 ・申請後は保安林と同等の行為制限(伐採・作業行為等)が森林所有者に課せられるにもかかわらず、決定告示まで税法上の優遇措置が受けられないため、県民への行政サービスの低下を招いている。 イ 解除 ・予定告示まで申請地の用地活用が図れないため、県民への行政サービスの低下を招いている。 <手続きの流れ> 申請(知事)→適否審査(大臣)→予定通知(大臣)→予定告示(知事) →決定告示(大臣) (3)要望内容 重要流域のうち、2以上の都道府県にわたらない流域における第1～3号民有保安林指定・解除等の事務・権限について、手続きに要する期間の短縮(約2～3ヶ月に短縮)を図るため、「地方分権改革推進要綱(第1次)(平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定)」の方針の趣旨に即して、都道府県知事に移譲していただきたい。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html |
| H26 | 207 | 02_農業・農地 | 一般市 | 木津川市 | 農林水産省 | B 地方に対する規制緩和 | 農地法第4条第2項第1号口 同法施行令第11条第1号 | 農地転用許可基準の一部条例委任 | 農地法第4条第2項第1号口に規定する農用地区分の基準(いわゆる「第1種農地」の基準)を農地転用許可権者(農地法第4条第1項に定める農地転用許可権者から事務処理特例条例等により当該権限の委譲を受けたものを含む。)の条例へ委任する。 農地法第5条についても同様。 | 農地法第4条第1項及び同法第5条第1項の規定による農地転用の許可(2haを超えるものを除く。)は、都道府県の自治事務とされている。 しかしながら、許可の基準については、同法及び関係政省令により全国的に統一された基準となっており、許可権者が地域の特性を踏まえて判断する際の支障となっている。 特に、同法第4条第2項第1号口に規定する「良好な営農条件を備えている農地」の基準のうち、同法施行令第11条第1号に規定する集団的に存在する農地の基準については、実際の農業生産性などに関わらずおおむね10ha以上の規模の団体の農地の区域内であることをもって「良好な営農条件を備えた農地」とするものであり、本市の区域内において別紙に詳述する支障が生じている。 なお、提案の実現により優良農地が減少する恐れがあるとの指摘に対しては、現行の基準が農業生産性の低い農地を「良好な営農条件を備えている農地」と誤って規定している恐れがあるものであり、実際に農業生産性が高い農地を減少させるものではない。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html |
| H26 | 208 | 02_農業・農地 | 一般市 | 木津川市 | 農林水産省 | B 地方に対する規制緩和 | 農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第1号 同法施行令第6条 | 農用地区域指定基準の一部条例委任 | 農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第1号に規定する農用地区域に指定すべき農用地等の集団性の規模に関する基準を市町村の条例へ委任する。 | 農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の規定による農業振興地域整備計画の策定は、市町村の自治事務とされている。 しかしながら、当該計画のうち農用地利用計画(同法第8条第4項の「農用地利用計画」。)に定めるべき農用地区域(同法第8条第2項第1号の「農用地区域」。)の基準は、同法第10条第3項第5号を除き同法及び関係政省令により全国的に統一された基準となっており、市町村が地域の特性を踏まえて判断する際の支障となっている。 特に、同法第10条第3項第1号に規定する「集団的に存在する農用地で政令で定める規模以上のもの」の基準については、同法施行令第6条により「10ha」と定められており、市町村が同法第10条第1項の規定に基づき「自然的経済的社会的諸条件を考慮して定める余地はない。 農用地区域は、農地法第4条第2項及び第5条第2項の規定により原則として農地を農地以外の用途へ転換することが認められないことから、提案事項「農地転用許可基準の一部条例委任」と同様の支障が生じており、市町村が地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して指定が行えるよう現行の指定基準を参酌すべき基準としたうえで市町村の条例へ委任する。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html |
| H26 | 209 | 01_土地利用(農地除く) | 一般市 | 磐田市 | 国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | 都市計画法第19条第3項、第21条第2項 | 市町村の都市計画決定に係る都道府県同意協議の廃止 | 都市計画の決定及び変更に関し、都道府県知事への同意協議を廃止し、報告のみで都市計画決定できることとする。 | 都市計画の決定及び変更に関し、都道府県都市計画審議会の縦覧及び議を経ることに関する市町の事務処理が煩雑になっていること、都道府県都市計画審議会の議を経るまでの期間が長期間となっていることが市町の円滑かつ迅速な土地利用施策の妨げとなっている。 【具体的な支障事例】 県との同意協議があることにより、都市計画決定、変更をするにあたり、半年から1年の期間を要することになり、事務量が増えている。 市が考えている都市計画決定を、県との調整の中で変更しなければならないこともあり、市が行いたい市街化拡大や、用途規制などを推進することに支障をきたしている。 【制度改正による効果】 人口減少が問題となっている中、市街化区域の拡大、地域の特性に合った用途地域設定などにより、企業誘致や人口増加の施策を市独自の考えに基づいて、推進することができる。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html |

| 対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの) | 最終の対応方針(閣議決定)記載内容 | 措置の概要 | 資料等 | | 国の担当部局 |
|--|-------------------|-------|-----|-----|--------|
| | | | | URL | |
| <p>4【農林水産省】 (3)森林法(昭26法249) (i)保安林の指定・解除については、一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の全区間の都道府県への移譲が行われた場合に加え、一級河川を擁さない重要流域においては、当該流域の全ての県から要請があるときに、国と当該流域の県が協議を行い、協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する。協議に際しては、関係する市町村の意見を十分に聴取するとともに、近年の集中豪雨等による山地災害が多発している状況も踏まえ、法25条1項1号から3号までに掲げる保安林の指定の趣旨に鑑み、権限移譲後においても保安林の適正配備がなされるよう留意する。</p> | | | | | |
| - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - |

| 年 | 年別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 提案年における最終的な調整結果(個票等) |
|-----|--------|---------------|---------|------|-------|--------------|--------------------------------------|--------------------------------|--|--|---|
| H26 | 210 | 01_土地利用(農地除く) | 一般市 | 磐田市 | 国土交通省 | A 権限移譲 | 都市計画法第29条第1項、第34条第1項第14号、第78条第1項、第3項 | 開発行為の許可権限の希望する市町村への移譲 | 現在、都道府県及び指定都市、中核市及び特例市のみで設置が認められている開発審査会について、希望する市町村については、開発許可権限の移譲を可能とするともに、開発審査会を設置できることとする。 | 都道府県開発審査会の判断が地域の実情に即していないこと、当道府県開発審査会との調整事務及び開発審査会での決定までの期間が長期化していることが市町の円滑かつ迅速な土地利用の妨げとなっている。 【具体的な支障事例】 基準・運用の差異 都道府県開発審査会の基準・運用が地域の実情に即していないため、開発審査会を設置している市の基準・運用と差異があり、許可できる案件に差ができています。 都道府県開発審査会との調整事務 事前協議から承認までに相当な期間を要するため、円滑かつ迅速な土地利用の妨げとなっている。 【制度改正による効果】 企業・人口流出の抑制 地域の実情に即した開発審査会の基準・運用により、企業や人口の流出に歯止めを掛けることが期待できる。 事務処理期間の短縮 市町村と都道府県との調整が不要となり事務処理期間が短縮され、円滑な土地利用を図ることができる。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |
| H26 | 211 | 02_農業・農地 | 一般市 | 磐田市 | 農林水産省 | B 地方に対する規制緩和 | 農業振興地域の整備に関する法律 第8条第4項、第13条4項 | 農用地利用計画の変更等の都道府県知事への協議・同意の撤廃 | 農業振興地域整備計画における農用地利用計画を定める、または変更する際の都道府県知事への協議及び同意の撤廃 | 農用地利用計画の変更・決定に関する都道府県知事への協議に関する調整における事務処理が煩雑であること及び協議に係る期間が長期化する傾向にあることから、市町村の迅速かつ円滑な土地利用の妨げになっている。 農振除外は約半年ほどの期間が必要になるが、そのうち県との協議に約2ヶ月掛かっている。具体的には11月に受付をした場合、1月初旬に県に資料提出し、2月初旬の事前ヒアリング及び現地調査を経て3月初旬に事前協議申請を行うスケジュールとなり除外申出者からも時間が掛かりすぎるという声が多く上がっている。 同意については市職員も県職員も同じ法の審査基準に従って審査しており市の裁量の余地もないため撤廃しても問題ないと考ええる。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |
| H26 | 212 | 02_農業・農地 | 一般市 | 磐田市 | 農林水産省 | A 権限移譲 | 農地法第4条、第5条 | 4ha超の農地転用許可に係る権限の市町村への移譲 | 4ha超の農地転用許可に係る権限の市町村への移譲 | 【支障事例】 国内外屈指の光技術を有する浜松ホトニクス㈱が、光電子増倍管の生産拠点である豊岡製作所(磐田市下神増)において工場拡張を計画したとき、面積が3ha超であったため、農林水産大臣協議に約1年の期間を費やすこととなり、成長分野でさらに頑張ろうとする企業の投資活動を遅らせる大きな要因となった。例えばこの面積が4haの農林水産大臣許可案件となれば、さらに期間を要するものであると考えられる。 【必要性】 磐田市では、新東名高速道路の(仮称)磐田スマートICが平成29年度の開業をめざして整備を進めており、東名高速道路の磐田IC及び遠州豊田PAスマートICを含めて、周辺地域における土地利用の重要性は日増しに高まっている。しかしながら、現行農地法下では、農地転用に係る手続きに期間を要することがあり、迅速に土地利用を進めることが難しい。こうした状況を踏まえ、農地法の権限移譲等をさらに進めることで、手続き期間が短縮され、基礎自治体の責任と創意工夫のもと、住みやすいまちづくりに取り組むことができるようになる 【効果】 4ha超の農地転用許可の権限移譲により、手続き期間が1年以上短縮が見込まれる。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |
| H26 | 213 | 02_農業・農地 | 一般市 | 磐田市 | 農林水産省 | B 地方に対する規制緩和 | 農地法附則第2項 | 2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣協議の廃止 | 2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣協議の廃止 | 【支障事例】 国内外屈指の光技術を有する浜松ホトニクス㈱が、光電子増倍管の生産拠点である豊岡製作所(磐田市下神増)において工場拡張を計画したとき、面積が3ha超であったため、農林水産大臣協議に約1年の期間を費やすこととなり、成長分野でさらに頑張ろうとする企業の投資活動を遅らせる大きな要因となった。 【必要性】 磐田市では、新東名高速道路の(仮称)磐田スマートICが平成29年度の開業をめざして整備を進めており、東名高速道路の磐田IC及び遠州豊田PAスマートICを含めて、周辺地域における土地利用の重要性は日増しに高まっている。しかしながら、現行農地法下では、農地転用に係る手続きに期間を要することがあり、迅速に土地利用を進めることが難しい。こうした状況を踏まえ、農地法の権限移譲等をさらに進めることで、手続き期間が短縮され、基礎自治体の責任と創意工夫のもと、住みやすいまちづくりに取り組むことができるようになる 【効果】 2ha超4ha以下の農地転用の大臣協議の廃止により、手続き期間が半年から1年程度の短縮が見込まれる。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |

| 対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの) | 最終の対応方針(閣議決定)記載内容 | 措置の概要 | 資料等 | | 国の担当部局 |
|---|-------------------|-------|--|--|--------|
| | | | | URL | |
| <p>5【国土交通省】 (1)都市計画法(昭43法100) (ii)開発許可に関する事務(29条1項)については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)を活用して当該事務を処理する市町村(34条14号に該当する開発行為の許可に係る事務を処理する市町村に限る。)において、より主体的かつ円滑に当該事務を行うことができるよう運用を見直すこととし、当該市町村が、地域の実情に応じて自らの案件を効率的に処理する観点から、特段の支障がない限り都道府県開発審査会の開催に係る事務を自ら行うことができること、都道府県開発審査会への提案基準を主体的に作成できること等を明確化することについて、制度の運用実態や都道府県の意向等を調査した上で、地方公共団体に通知する。</p> | | | <p>【国土交通省】都市計画運用指針及び開発許可制度運用指針の改正について(平成27年12月7日付け国土交通省都市局長通知)</p> | <p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_210</p> | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

| 年 | 年別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 提案年における最終的な調整結果(個票等) |
|-----|--------|---------------|---------|-------|-------|--------------|---|--|--|--|---|
| H26 | 214 | 02_農業・農地 | 一般市 | 磐田市 | 農林水産省 | B 地方に対する規制緩和 | 農地法第4条第3項及び第5条第3項 | 県農業会議の意見聴取の廃止 | 県農業会議の意見聴取の廃止 | <p>【支障事例】 農地法第4条第3項及び第5条第3項の規定があることから、磐田市農業委員会において「許可相当」と判断された案件であっても、その日から1週間から10日後に開催される県農業会議の意見聴取後でなければ、当該案件について許可をすることができない状況にある。</p> <p>【必要性】 本件については、面積の多寡にかかわらず転用案件のすべてに適用されるものであるため、民間の企業活動だけでなく個人の住宅建築等にも影響が生じている。現行農地法下では、農地転用に係る手続きに期間を要することがあり、迅速に土地利用を進めることが難しい。こうした状況を踏まえ、農地法の権限移譲等をさらに進めることで、手続き期間が短縮され、基礎自治体の責任と創意工夫のもと、住みやすいまちづくりに取り組むことができるようになる</p> <p>【効果】 農業会議の意見聴取の廃止により、手続き期間が10日程度の短縮が見込まれる。</p> | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |
| H26 | 215 | 01_土地利用(農地除く) | 都道府県 | 福島県 | 国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | 公有水面埋立法第27条第3項 | 埋立地の権利移転等に係る都道府県知事の許可に係る国土交通大臣の協議の一部廃止 | 公有水面埋立法に基づく権利移転等に係る国土交通大臣への協議について、免許出願時に権利移転に係る要件を満たしている場合は不要とする。 | 公有水面埋立の免許申請を都道府県知事に行った場合、埋立面積50ha超等の国土交通大臣の認可を要する許可に当たっては、埋立の申請に係る「公有水面埋立免許願書」(法第2条関係)の添付図書において、当該願書中「3 埋立地の用途」の概要(権利移転の予定を含む)が判明する資料を添付しており、分譲埋立として権利移転を含めて認可を得ていても、実際の権利移転の際に国土交通大臣の協議が必要とされており、事務処理が二重となっている。このため、免許の出願内容どおりに権利移転する場合については、国土交通大臣への協議を不要とすることを求める。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |
| H26 | 216 | 02_農業・農地 | 指定都市 | 新潟市 | 農林水産省 | B 地方に対する規制緩和 | 農業振興地域の整備に関する法律等10条第4項、農地法第4条第1項、第5条第1項 | 耕作放棄地を再生した場合、一定の割合の面積について同一市域内で農振除外・農地転用を認めること | 耕作放棄地を再生した場合、一定の割合の面積について同一市域で航空機産業の企業用地などとして開発する際に、農振除外や農地転用の許可を可能にするよう提案します。 | <p>【法律の改正箇所】 法第10条第4項の「農用地とすることが適当な土地に含まれないもの」として、計画を策定し、耕作放棄地を解消した面積分の土地について取り扱うものとする。</p> <p>【支障事例・過去の議論】 ある土地を利用するためにその区域を都市計画区域へ編入するとすると、計画から実行までに年単位の時間を要するため、市街地区域内に適地がない場合、企業が手を挙げた際に迅速な対応が出来ず、その数年間に社会情勢が変化する懸念もある。 例えば、国でも成長戦略の一つとして期待される航空機産業の取組を例に挙げると、本市では現在NIIGATA SKY PROJECTを進めているが、市内に工場を設置した際には、計画から設置場所の決定まで8カ月で実現している。 しかし、今後このように企業が成長産業へ進出を計画しても、開発可能な地域には限りがある。同時に、空港周辺への航空機産業の集積など既に整備された社会インフラを活用し、関連事業が一体となって集積することで一層の成長が見込まれる。 一方で、無秩序に農地を転用することは食料自給率の低下を招くことから、耕作放棄地を再生させ、これまでと同様の食料生産を図る必要がある。 成長産業の育成のためには、迅速な対応が必要であり、提案が実現すれば、農産物の生産量を確保しながらも、企業が手を挙げた際にスピード感のある対応が可能となるため、規制緩和を図り、産業の成長化に繋げたい。農地としての貴重性も理解できるが、該当する地域の農業価値と新たな産業的価値との比較を是非検討させて頂きたい。</p> | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |
| H26 | 217 | 09_土木・建築 | 市区長会 | 全国市長会 | 国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | 建築基準法第6条 | 備蓄(防災)倉庫の建築確認申請の不要化 | 避難場所等に専ら防災のための備蓄(防災)倉庫の用途に供する簡易な施設を整備する際に、建築確認申請を不要とする。 | <p>【提案の背景】 全国的に自主防災組織の設立が進む中、各地域において防災資機材の整備が進められている。上記資機材の整備に合わせ、備蓄(防災)倉庫を購入・設置する機会が多くみられる。</p> <p>【支障事例】 ところが、備蓄(防災)倉庫の設置に当たっては、場合によっては、建築確認を受ける必要があり、これに伴う基礎工事や事務手続きが、地域にとって非常に大きな負担となっている。(→具体的な支障事例は別紙のとおり) なお、現行法においても、防火・準防火地域外において、建築物を増築・改築をする場合で、床面積の合計が10平方メートル以内であれば、建築確認は不要となっている。</p> <p>【解消策】 については、防火・準防火の区分や新築・増築の違いなどで、建築確認申請の要・不要を決定するのではなく、例えば床面積の合計が10平方メートル以内であれば一律に確認申請を不要とするなどの簡略化を図っていただきたい。</p> | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |

| 対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの) | 最終の対応方針(閣議決定)記載内容 | 措置の概要 | 資料等 | | 国の担当部局 |
|--|-------------------|-------|--|--|--------|
| | | | | URL | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| <p>6【国土交通省】 (1) 建築基準法(昭25法201) (iii) 防災備蓄倉庫等の建築基準法上の取扱いの明確化を図るため、小規模な備蓄倉庫については、外部から荷物の出し入れを行うことができ、かつ、人が内部に立ち入らないものについては、建築物(2条1項1号)に当たらず、建築確認(6条1項)が不要であることを、地方公共団体に通知する。</p> | | | <p>【国土交通省】小規模な倉庫の建築基準法上の取扱いについて(技術的助言)(平成27年2月27日付け国土交通省住宅局建築指導課長通知)</p> | <p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu-tsuchi.html#h26_217</p> | |

| 年 | 年別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 提案年における最終的な調整結果(個票等) |
|-----|--------|---------------|---------|-------|-------|--------------|-------------------------------------|----------------------------------|---|--|---|
| H26 | 218 | 09_土木・建築 | 市区長会 | 全国市長会 | 国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | 建築基準法第48条、建築基準法施行令第130条の4 | 用途地域等内の建築物の制限緩和 | 地方公共団体が設置する備蓄(防災)倉庫について、建築基準法第48条関係の別表第二に掲げる施設、または同法施行令第130条の4第1項第2号に掲げる施設のいずれかに盛り込んでいただきたい。 | 【提案の背景】 東日本大震災の教訓や新たな被害想定を踏まえた災害対策を推進するためには、災害時に地域住民に供するための備蓄量の増量、備蓄品種の多様化が必要不可欠となっている。しかし、既存の備蓄(防災)倉庫の容量では対応しきれず、新たな保管場所の確保が課題となっている。 【支障事例】 ところが、現行法において、地方公共団体が第一種低層住居専用地域内へ備蓄(防災)倉庫を設置しようとする場合、建築主事を設置しない市町村では、特定行政庁の許可が必要な状況となっている。これに伴う期間、労力、費用を要し、備蓄物資の整備推進に支障となっている。(→具体的な状況は別紙のとおり) 【解消策】 地方公共団体が設置する備蓄(防災)倉庫について、建築基準法第48条関係の別表第二に掲げる施設、または同法施行令第130条の4第1項第2号に掲げる施設のいずれかに盛り込んでいただきたい。 【その他】 なお、現行法においては、本提案が実現したとしても、特定行政庁に建築確認を受ける必要があるが、上段「建築確認申請の不要化」の提案が実現すれば、本件についても建築確認申請が不要となるものも出てくるため、両提案合わせての実現を求める。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |
| H26 | 219 | 03_医療・福祉 | 市区長会 | 全国市長会 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 国民健康保険法第8条 | 資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整に係る事務処理の見直し | 資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整について、被保険者を介さず保険者等の間において直接処理できるような措置を講じること。 | 【支障事例】 転職等により、国民健康保険から別の保険に異動したときに起こる。過誤調整の方法は、旧保険者の国保が医療機関に支払った額を被保険者に一旦負担してもらい、その被保険者が新たに加入した保険者に請求する。過誤調整は、1市で年間200件を超えている団体がある。被保険者としては、医療機関で既に一部負担金を支払っており、更に保険者負担分の肩代わりについて、納得してもらうのに時間がかかる。また、途中で連絡がつかなくなる場合もあり、最悪の場合、支払ってもらえないこともある。これは保険者にとって煩雑であり、被保険者にも負担である。 【提案に対する国の対応等】 この提案は、全国市長会において、国に対し、平成11年6月から要望・提言している。厚労省では、市町村事務の負担の軽減の観点から、事務の効率化への取り組みは必要であるとしているところであるが、資格喪失後受診に伴う保険者間の過誤調整は、被保険者が新保険者に療養費の請求を行う際に、被保険者と旧保険者で合意した上で、旧保険者に受領について委任を行うことで、その療養費を新保険者から旧保険者に直接支払わせることは可能であり、具体的な処理が実施できる体制の構築について、関係者と協議し検討したいとしている。この対応では、保険者が被保険者と接触する必要があり、保険者と被保険者ともに、事務的な負担が残ることから、被保険者を介さず保険者等の間において直接処理できる仕組みが必要である。 【効果】 本提案が実現すれば、被保険者は事務的・金銭的な負担が無くなり、保険者は迅速な事務処理が可能となり、事務的負担も軽減する。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |
| H26 | 221 | 01_土地利用(農地除く) | 一般市 | 中津市 | 国土交通省 | A 権限移譲 | 都市計画法第29条第1項 | 開発行為の許可権限の希望する市町村への移譲 | 都市計画法第29条第1項の規定に基づく都市計画区域又は準都市計画区域内における開発行為の許可権限を希望する市町村に移譲する。 | 【制度改正を求める理由】 今回の法改正を希望する具体的な理由として、本市のまちづくりを具現化する観点から、開発行為許可基準を県内一律ではなく、市独自で定める権限が必要と考えているからである。 【制度改正の必要性】 現在、開発行為許可基準のうち技術的なものは、都市計画法施行令第25条に規定する技術的細目の範囲内で、大分県においては「運用基準」により詳細を規定している。開発行為の許可にあたっては、当該運用基準に基づき様々な権限が担保されているが、事務処理特例条例により開発行為許可権限が市に移譲された場合であっても、開発行為許可基準(特に技術的基準)について、当該運用基準とは異なることのある市独自の基準を設定できることまでは担保されていない。これでは単なる県下統一基準に基づく審査機関となる蓋然性が高く、独自のまちづくりを行う上で足かせとなる。以上のことから、事務処理特例条例による許可権限の移譲ではなく、法に基づく権限の付与を求めるもの。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |
| H26 | 222 | 03_医療・福祉 | 都道府県 | 滋賀県 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項 | 重度障害者の地域生活支援を行うための報酬体系の見直し | 医療依存度や介護の困難性が高い者が利用する事業所の報酬体系を見直すこと。具体的には、①現行の人員配置体制加算(I)の配置基準を超えて手厚い人員配置をしている事業所に対する加算区分の新設、②「重症心身障害者対応看護師配置加算」の新設、③「強度行動障害者通所特別支援加算」の新設を図ること。 | 【支援事例】 重症心身障害者を多数受入れている生活介護事業所では、看護師は約3人(運営基準では、”常勤・非常勤を問わず1人置く”となっているのみ。)、生活支援員は1:1対応に近い人員配置を行っており、こうした事業所に対して、報酬に上乘せ補助を行っている。 【制度改正の必要性】 重症心身障害者への支援にあたっては密度の高い医療的なケアが求められ、また強度行動障害者の支援にあたっては常時見守りが必要であることから、こうした重度障害者への適切な支援を行うためには、現行の報酬基準では対応が困難であり、現場の実態に即した報酬体系への見直しが必要である。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |

| 対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの) | 最終の対応方針(閣議決定)記載内容 | 措置の概要 | 資料等 | URL | 国の担当部局 |
|--|--|--|--|--|--------------------------|
| | | | | | |
| <p>6【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (iv)地方公共団体が近隣住民のために必要な公益施設として設置する防災備蓄倉庫については、「地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの」(施行令130条の4第1項2号)に該当し、特定行政庁の許可(48条1項)を得ずに、第一種低層住居専用地域において建築できることを、地方公共団体に通知する。</p> | | | <p>【国土交通省】建築基準法における「専ら防災のために設ける備蓄倉庫」の取扱いについて(技術的助言)(平成27年2月27日付け国土交通省住宅局市街地建築課長通知)</p> | <p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_218</p> | |
| <p>6【厚生労働省】 (7)国民健康保険法(昭33法192) 資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整について、被保険者から旧保険者に対し療養費の受領について委任を行うことで、現保険者から旧保険者に直接支払う事務処理の普及を図る。その上で、被保険者資格のオンライン確認により過誤を減少させるための仕組み等、保険者の事務負担の更なる軽減に繋がる方策を検討し、必要な措置を講ずる。</p> | <p><令元> 5【厚生労働省】 (3)健康保険法(大11法70)、船員保険法(昭14法73)、私立学校教職員共済法(昭28法245)、国家公務員共済組合法(昭33法128)、国民健康保険法(昭33法192)、地方公務員等共済組合法(昭37法152)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80) 被保険者資格喪失後の受診に伴う過誤を減少させるための仕組みについては、医療保険事務の効率化や患者の利便性の向上等を図るため、診療時における確実な本人確認と保険資格確認を可能とし、令和3年3月から本格運用を開始する。</p> | <p>令和3年10月にオンライン資格確認等システムの本格運用を開始し、医療機関・薬局の窓口でマイナンバーカードを使って本人確認を行った上で直ちに被保険者資格の確認ができるようになった。 また、当該システムの機能の一つとして、レセプト(診療報酬請求書等)の請求先の保険者等が誤っていた場合には、審査支払機関の職権により補正して正しい保険者等に送付すること(レセプト振替)が可能となった。</p> | <p>【厚生労働省】「オンライン資格確認」のレセプト振替・分割機能の導入について(令和3年9月27日付け厚生労働省保険局医療介護連携政策課事務連絡)</p> | <p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_219</p> | <p>厚生労働省保険局医療介護連携政策課</p> |
| - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - |

| 年 | 年別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 提案年における最終的な調整結果(個票等) |
|-----|--------|----------|---------|------|-------|--------------|--|-----------------------------|--|---|---|
| H26 | 223 | 03_医療・福祉 | 都道府県 | 滋賀県 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱別表第3-1等 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領別紙2 | 重度障害者の地域生活支援を支える施設整備基準等の見直し | 社会福祉施設等施設整備費の国庫負担(補助)基準を見直すこと。 具体的には、①「共同生活介護・共同生活援助」(グループホーム)の整備基準(単価)に、重度障害対応事業所を対象とした区分の新設、②「生活介護」の整備基準(単価)に、重度障害対応事業所を対象とした区分の新設を図ること。 社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金交付基準(単価)を見直すこと。 具体的には、グループホームのスプリンクラー等整備における基準単価の見直しを図ること。 | 【支援事例】 本県では、重症心身障害者等に対応した生活介護事業所やグループホームの整備を促進するため、特殊浴槽等設備の整備等の掛かり増し経費の補助を行っている。 【制度改正の必要性】 ストレッチャー等を利用することが多い重症心身障害者が通所事業所やグループホームを利用するにあたっては、特殊浴槽の設置のほか、廊下や部屋等のスペースも広くとる必要がある。 災害時の対応にあたっては、スプリンクラーの設置など施設設備面での対応も重要である。 重症心身障害者や強度行動障害者等の重度の障害がある人が、身近な地域で継続した生活を送るためには、こうした人々を受け入れることができるための施設整備と、それを支援するための制度見直しが必要である。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |
| H26 | 224 | 03_医療・福祉 | 都道府県 | 滋賀県 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 「保育士修学資金貸付制度の運営について」(平成25年2月26日付け雇児発第0236第6号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) | 保育士修学資金貸付事業の貸付対象の住所要件の撤廃 | 保育士修学資金貸付事業の貸付対象は、県内に住民登録をしている者または県内の保育士養成施設に修学している者等とされており、保育士不足が著しい地域で人材を確保するためには、より広域的な確保が必要であることから、貸付対象の住所要件を撤廃 | 【現行の制度】保育士修学資金貸付事業については、「保育士修学資金貸付制度の運営について」(平成25年2月26日付け雇児発第0226第6号)において、その対象者は県内に住民登録をしている者または県内の保育士養成施設に修学している者等とされている。 【本県の状況】県内の保育士養成施設は4校で、定員は330名であり、県外の保育士養成施設での修学者も含め、保育士養成校による県内の資格取得者は毎年500人程度となっているが、これら養成数では増大する保育ニーズに応えられていない状況である。 本県では、保育士・保育所支援センターを設置するとともに、保育士修学資金貸付事業など、総合的な保育士確保対策に取り組んでいるところであるが、保育士の有効求人倍率が常に1倍を超えており、時には3倍、4倍という状況で保育士不足が深刻である。 【制度改正の必要性】保育士の有効求人倍率が1倍を下回り、比較的保育士が充足している府県もあり、こうした府県の在住者も対象に保育士の確保を図ることが、喫緊の保育士不足を解消するために必要である。 こうしたことから、県外在住であっても、滋賀県内保育所への就労を希望する県外在住の県外学生に対して、修学資金を貸付けることができるよう住所要件の撤廃が必要である。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |
| H26 | 225 | 02_農業・農地 | 都道府県 | 三重県 | 農林水産省 | A 権限移譲 | 農地法第4条、第5条、附則第2項 | 農地転用の許可等に関する事務・権限の移譲 | 農地法第4条及び5条の農地転用の許可に関する事務・権限を市町村に移譲する。 農地法附則第2項の2ha超4ha以下の農地転用に係る国への協議を廃止する。 | 【支障事例等】 現在の農地転用事務においては、2ha超4ha以下の農地転用については知事許可であるものの、農林水産大臣への協議が必要となっており、また、4ha超の場合には農林水産大臣の許可が必要となることから、大規模な農地転用では、国との協議・調整に多大な時間と手間を要し、迅速に農地転用ができない場合があり、これにより企業が進出をとりやめるといったケースがある。 【制度改正の必要性】 都市計画法では都市計画決定権限の多くが市町村に移譲されているにも関わらず、農地では国の関与が残っており、総合的な地域づくりのためには、土地利用行政は基礎自治体である市町村が総合的に担い、地域の実情に併じた土地利用を市町村が自ら判断する仕組みを実現する必要がある。農地の重要性については地方も認識しており、適正な審査を行っている。実情を把握する地方が事務を行うことで事務の迅速化が図られ、地域における農業の事情とスピードを重視する企業のニーズに対応しながら、優良農地の確保と地域経済の活性化の両立が可能となることから、移譲すべきである。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |

| 対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの) | 最終の対応方針(閣議決定)記載内容 | 措置の概要 | 資料等 | | 国の担当部局 |
|---|-------------------|-------|--|---|--------|
| | | | | URL | |
| | | | | | |
| 6【厚生労働省】 (20)保育士修学資金貸付制度 保育士修学資金貸付事業に係る貸付対象者の住所要件について、平成26年度末までに廃止する。 | | | 【厚生労働省】「保育士修学資金貸付制度の運営について」の一部改正について(平成27年4月13日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu_tsuchi.html#h26_224 | |
| 4【農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあつては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。 | | | | | |

| 年 | 年別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 提案年における最終的な調整結果(個票等) |
|-----|--------|---------------|---------|------|-----------------|--------------|--|--|--|--|---|
| H26 | 226 | 03_医療・福祉 | 都道府県 | 三重県 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質管理の基準に関する省令第4条第3項第2号、第25条 | 品質保証責任者の資格要件の緩和 | 医療機器分野への新規参入を促進する観点から、品質保証責任者の資格要件を緩和する。 | 【支障事例等】他業種のメーカーが医療機器分野へ新規参入するにあたり、製造販売(設計・流通・販売)を行うためには、省令の規定により、品質保証責任者の設置が義務付けられている。その資格要件として、品質管理業務その他これに類する業務に3年以上の従事経験が求められているため、製造や品質等の管理能力があるにも関わらず、製造販売業許可を取得できない状況にある。 【制度改正の必要性等】こういった参入障壁を無くし、同分野への新規参入を促進する観点から、品質保証責任者の資格要件のうち、品質管理業務その他これに類する業務に、医療機器だけではなく、他業種での実務経験(ISO9001の取得等)も適用できるよう、または安全管理責任者の資格要件と同様に、第2種・第3種製造販売業の実務経験を緩和するなど、要件を緩和する。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |
| H26 | 227 | 01_土地利用(農地除く) | 都道府県 | 宮城県 | 総務省、農林水産省、国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | 過疎地域自立促進特別措置法第6条第4項、第7項 平成22年12月22日付け総行過第143号、22農振第1730号、国都地第71号 | 過疎地域自立促進市町村計画の変更に係る協議の一部簡略化 | 過疎地域自立促進市町村計画の変更に係る都道府県の協議が必要なもののうち、事業を中止した場合又は大幅な事業量の減があった場合については、協議から提出のみとするよう求めるもの。 | 過疎地域自立促進市町村計画については、過疎地域市町村において事業の見直しに伴い、おおむね毎年変更の手続きを行っている。 この変更の手続きは、過疎地域自立促進特別措置法等に記載のとおり、あらかじめ都道府県に協議しなければならぬ。一方で文言の修正等形式的な変更又は軽微な変更については、変更の手続きを省略して差し支えないものとしている。 そこで、都道府県への協議が必要なもののうち、事業の中止又は大幅な事業量の減については、予算の増額が伴うものではなく、市町村が主体的に判断することが可能であり、仮に規制緩和がなされ、変更後の計画の県への提出のみとなっても、遺漏なく事務を実施することは可能と思われるため、市町村の事務量を削減するために軽微な変更として取り扱い、変更の手続きを協議から提出のみとするように求めるもの。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |
| H26 | 228 | 01_土地利用(農地除く) | 都道府県 | 宮城県 | 農林水産省(林野庁) | A 権限移譲 | 森林法第26条、第26条の2 | 林野庁所管外の国有林における保安林の指定解除権限に係る都道府県への移譲 | 林野庁所管外の国有林については、民有林であれば知事権限である保安林の種類であっても、大臣権限による保安林の指定解除となることから、当該大臣権限の一部について、県への移譲を求めるもの。 | 森林法第26条の2により、民有林である保安林については、都道府県知事が指定解除を行うこととされている一方、国有林である保安林は、森林法第26条により農林水産大臣が指定解除を行うこととされている。 国有林のうち林野庁所管外の国有林は、国の公共事業実施に伴い民有林を買収したことにより国有林になるケースが多いが、当該国有林は実質的には民有林と同様に県において管理されていることから、知事権限により指定解除を行うほうが、合理的に事務処理を行うことができる。 また、大臣権限の場合は申請書を提出してから保安林の指定が解除され、事業着手可能となるまでに約半年を要するが、知事権限であれば約4ヶ月で事業着手できることから、事業の迅速化に寄与することができる。 以上により、林野庁所管外の国有林に係る保安林の指定解除の大臣権限の一部について、都道府県知事への移譲を求めるもの。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |
| H26 | 229 | 01_土地利用(農地除く) | 都道府県 | 宮城県 | 農林水産省(林野庁) | B 地方に対する規制緩和 | 森林法第26条の2第4項 | 保安林の指定解除に係る国の同意協議の廃止 | 知事権限となっている保安林の指定解除において、一定の場合は国の同意が法定されているが、事務の迅速化を図るため、国の同意協議の廃止を求めるもの。 | 森林法第26条の2第4項の規定により、知事権限とされている保安林の指定解除のうち、面積が政令で定める規模以上の保安林及び治山事業等の施行区域内にある保安林の指定解除については、あらかじめ農林水産大臣の同意を得る必要がある。 国との協議には1～2ヶ月を要し、その間、事業着手を遅らせることになることから、事務の迅速化を図るため、国の同意及び協議の廃止を求めるもの。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |
| H26 | 230 | 05_教育・文化 | 都道府県 | 宮城県 | 文部科学省 | B 地方に対する規制緩和 | 学校施設環境改善交付金交付要綱別表1(23) 26施設助第6号「平成26年度学校施設環境改善交付金の事業概要について(通知)」[14]スポーツ施設整備事業 | 学校施設環境改善交付金(スポーツ施設整備事業)に係る補助要件の大規模修繕への拡大 | 学校施設環境改善交付金(スポーツ施設整備事業)は、地域スポーツ施設の新・改築、改造等が対象となっているが、東京オリンピックにおけるキャンプ地並びに会場予定施設の整備のためにも、現行施設の大規模修繕費について、補助対象とするよう求めるもの | 【支障事例】 現在の学校施設改善交付金のうちスポーツ(社会体育施設)施設整備事業は、施設の新・改築、改造等が対象となっている。しかし、近年の財政状況等より、新規の建設は非常に難しく、施設の長寿命化を図るための改修・修繕を計画的に実施し、中長期的なコストの縮減・平準化を推進することが必要となっている。 また、平成26年4月22日付け総務大臣通知「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」に基づき、「公共施設等総合管理計画」を策定することとなるが、「経済財政運営と改革の基本方針2014について」(H26.6.24閣議決定)にも記載のある当該計画を円滑に実施する上でも、財政的な支援が必要である。 【制度改正の必要性】 特に、東京オリンピックにおけるキャンプ地並びに会場予定施設の宮城スタジアムは、県内唯一の第一種陸上競技場であり、地域の競技力向上・発展に中核的役割を担っているほか、2002FIFAワールドカップの会場としての実績もあり、世界規模のイベント開催の会場として重要な施設である。このため、大会会場としての整備のためにも、施設修繕は急務となっていることから、施設の大規模修繕費(事業費2億円(過去急増市町村にあっては3億円))についても、補助対象とするよう求める。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |

| 対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの) | 最終の対応方針(閣議決定)記載内容 | 措置の概要 | 資料等 | | 国の担当部局 |
|---|-------------------|-------|---|---|--------|
| | | | | URL | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 4【農林水産省】 (3) 森林法(昭26法249) (ii) 国が事業を実施するに当たり、当該事業実施予定地に保安林が存在する場合には、事業着手の迅速化に資するよう、速やかに地方公共団体(都道府県の保安林担当部局)に情報提供を行い、保安林の解除に向けた手続を進めるとともに、当該保安林の解除が完了した後に用地買収を行うよう事業実施者に対し要請する。 | | | | | |
| 6【農林水産省】 (4) 森林法(昭26法249) (iii) 法25条1項4号から7号に掲げる目的を達成するために指定される保安林のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議(26条の2第4項2号)については、制度の運用実態を調査しつつ、同意を要しない協議に見直す方向で検討し、平成27年中に結論を得る。 | | | 【農林水産省】森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について(平成28年5月20日付け林野庁治山課長通知) | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu_tsuchi.html#h26_229 | |
| | | | | | |

| 年 | 年別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 提案年における最終的な調整結果(個票等) |
|-----|--------|-------------|---------|------|----------|--------------|---|------------------------------|--|---|---|
| H26 | 231 | 03_医療・福祉 | 都道府県 | 高知県 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 医療提供体制施設整備交付金要綱 | 医療機関の耐震化に対する国庫補助事業の補助対象の拡大 | 医療提供体制施設整備交付金の交付対象事業の一つである医療施設耐震整備事業について、「耐震構造耐震指標であるIs値が0.3未満の建物を有する病院」を対象とした補助基準額を未耐震とされるIs値が0.6未満の全ての病院が活用できるようにするとともに、補助対象を有床診療所まで拡大すること。 | 【制度改正の経緯】 南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合、地域の医療機関においては、入院患者や医療従事者等の安全確保が必要であるとともに、被災した負傷者の受入れなど、地域の医療救護活動に重要な役割を担うことになる。特に負傷者が多く、また道路等の寸断により、孤立する地域も多く想定される本県のような地域においては、災害拠点病院や二次救急医療機関に止まらず、一般病院や有床診療所においても、医療救護活動への参画が求められる。 【支障事例】 災害時の医療救護体制を強化するうえで、医療施設の耐震化は不可欠であるが、資金の問題などで事業化に至っていないところも多く、耐震化が思うように進んでいない状況である。(病院の耐震化率 62%、有床診療所の耐震化率 51%) 【制度改正の必要性】 医療施設の耐震化の促進については、国土強靱化政策大綱にも掲げられているが、地域の医療機関が必要とする内容での施策の具体化が求められる。 【懸念の解消策】 既存の医療提供体制施設整備交付金をより一般病院が活用しやすく、更に有床診療所も対象に加えるなど、医療機関にとってできるだけ負担の少ない形で活用できるように制度を拡充することが必要である。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html |
| H26 | 232 | 06_環境・衛生 | 都道府県 | 高知県 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱 | 上水道の耐震化に対する国庫補助事業の採択基準の緩和 | 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、上水道の耐震化に対する国庫補助事業の採択基準の資本単価要件を撤廃すること。 | 【制度改正の経緯】 国土強靱化基本法が施行され、水道施設の耐震化は重要な課題として挙げられている。とりわけ、南海トラフ地震防災対策推進地域にある本県にとって、水道施設の耐震化は、喫緊に取り組むべき課題となっている。 【支障事例】 中央防災会議が発表した南海トラフ地震の被害想定では、高知県は被災直後の断水率が99%、被災1ヶ月後でも51%であり、被害が想定されている都道府県の中でも群を抜いた数値となっている(被害想定(40都道府県の断水率の平均):被災直後31%、被災1ヶ月4%)。しかし、上水道施設の耐震化に係る国庫補助メニューの採択基準には、資本単価要件(90円/㎡以上)が課せられており、本県全ての上水道事業体は、基準をクリアできずに国庫補助を受けることができていない(県内上水道事業体16市町村の平均資本単価は55.1円/㎡)ため、上水道施設の耐震化が進んでいない。 【制度改正の必要性】 施設を新設する際に資本単価要件を課すことは理解できるが、耐震化をすることに資本単価要件を課すことが合理的でない。また、資本単価要件が90円/㎡であるが、その設定根拠が明確でない。このことから、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された地域において、国土強靱化政策大綱による水道施設の耐震化を促進するには、上水道の耐震化事業に対して、資本単価要件を課さないことが必要である。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html |
| H26 | 233 | 08_消防・防災・安全 | 指定都市 | 熊本市 | 総務省(消防庁) | B 地方に対する規制緩和 | 緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱第3条 消防組織法第44条、第45条、第49条 緊急消防援助隊に関する政令第6条 | 緊急消防援助隊設備整備費補助金に係る補助金採択基準の廃止 | 本市では、緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用し、緊急消防援助隊登録車両の更新に合わせ、車両の更新を行っている。しかしながら、財政状況が非常に厳しい中で、指定都市にあつては、補助金採択基準(交付額ベース。以下同じ。)が9,500万円以上と高額であるため、当該補助金を活用し車両更新を行う際に苦慮している。そのため、緊急消防援助隊登録車両の整備に対しては、等しく交付決定が受けられるよう、補助金採択基準の廃止をお願いする。 | 【支障事例】 指定都市消防本部は、緊急消防援助隊として多くの部隊を登録しており、全国各地で発生する大規模災害に率先して部隊を派遣し、被災地での救助救護活動に貢献しているところである。緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用する事業は様々であるが、消防車両の整備が主なものである。本市は近年指定都市へ移行したが、指定都市移行前においては、水槽付ポンプ車1台(3,000万円程度)でも当該補助金を活用して購入できていた。しかしながら、指定都市移行後においては、補助金採択基準が9,500万円に変更されたため、補助対象費用で1億9,000万円以上が必要となり、1台2,500万円程度のポンプ車や救急車では、更新する台数を年度に集中させるか、梯子車(1億7,000万円程度)や救助工作車(9,000万円程度)などの高額な車両と共に更新するなどの手法をとる必要がある。このように、緊急消防援助隊設備整備費補助金について、補助額採択基準額が指定都市移行後は950万円から9,500万円の10倍となり、補助金の要望ができていない状況のため、消防車両の整備に支障をきたしている。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html |

| 対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの) | 最終の対応方針(閣議決定)記載内容 | 措置の概要 | 資料等 | | 国の担当部局 |
|---|-------------------|-------|-----|-----|--------|
| | | | | URL | |
| - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - |
| <p>6【総務省】 (10)緊急消防援助隊設備整備費補助金 指定都市に係る緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付基準については、近時の指定都市の行政規模を踏まえ、緩和の方向で見直しを行う。</p> | | | | | |

| 年 | 年別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 提案年における最終的な調整結果(個票等) |
|-----|--------|----------|---------|------|-------|--------|---|---------------------------------------|---|--|---|
| H26 | 234 | 02_農業・農地 | 都道府県 | 広島県 | 農林水産省 | A 権限移譲 | 農地法第4条第1項及び第5条第1項 | 4ヘクタールを超える農地転用の農林水産大臣の許可権限の都道府県知事への移譲 | 4ヘクタールを超える農地転用に係る農林水産大臣の許可権限を都道府県知事へ移譲する。 | <p>【支障事例】</p> <p>4ヘクタールを超える農地転用について農林水産大臣が許可する場合であっても、各農業委員会において意見書を添付するために農業委員会でも審査は行われており、二重の審査が行われている。また、地方農政局における手続に一定程度時間を要する。このため、刻々と変化する経済情勢に基づくビジネスチャンスを企業等が逃す場合や、不要な出費を強いる場合があり、許可権限を都道府県へ移譲することにより事務の迅速化を図るべきである。</p> <p>【懸念の解消】</p> <p>国は、現行制度について、大規模農地転用については、優良農地の確保や大規模農地転用によって用排水系統を分断し周辺農地に大きな影響をもたらすこととなり慎重な判断が必要となるなど農地転用制度の適正な運用を図るためとしているが、農地転用許可について県(本県では市町へ権限移譲済)が行う場合と農林水産大臣が行う場合で許可の基準が変わるものではなく、都道府県(本県では市町)は審査能力を有することから、許可権限を都道府県へ移譲することによる支障はない。</p> | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/teianbosvu_kekka.html |
| H26 | 235 | 07_産業振興 | 都道府県 | 広島県 | 経済産業省 | A 権限移譲 | 商工会議所法第25条第1号、第2号及び第4号、第46条第2項 商工会議所法施行令第7条第1項第4号 | 商工会議所に係る経済産業大臣の認可権限の都道府県知事への移譲 | 商工会議所法に基づく商工会議所に係る経済産業大臣の定款変更の認可権限を都道府県知事に移譲する。 | <p>【制度改正の必要性】</p> <p>定款変更の認可権限については、国と都道府県に権限が分散している。都道府県に移譲されることにより定款変更の窓口一元化、申請者の負担軽減につながる。</p> <p>【懸念の解消】</p> <p>第4次一括法で移譲とならなかった定款変更の3事項については、次のとおり、都道府県においても認可事務を実施することは可能と考える。</p> <p>(目的) 法で実施事業が規定され、日本商工会議所による標準定款例に倣って各商工会議所の定款が作られている。県に移譲することで同質性が堅持できなくなるとは考えにくい。</p> <p>(名称) 既会議所の名称は県においても把握でき、県に移譲することで誤認混同を与えるような名称変更が発生することは考えにくい。</p> <p>(地区) 県境を越えた区域を商工会議所の地域とする場合の定款変更について国に権限を残すという対処も検討できるのではないかと。</p> | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/teianbosvu_kekka.html |

| 対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの) | 最終の対応方針(閣議決定)記載内容 | 措置の概要 | 資料等 | | 国の担当部局 |
|--|-------------------|-------|-----|-----|--------|
| | | | | URL | |
| <p>4【農林水産省】</p> <p>(4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。</p> <p>(i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 <p>(ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について</p> <p>事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあつては、当該指定市町村の長)に移譲する。 農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。 | | | | | |
| <p>4【経済産業省】</p> <p>(2)商工会議所法(昭28法143)</p> <p>商工会議所に係る設立の認可、定款変更の認可等の事務・権限については、関係団体の意見及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平26法51)38条の施行状況等を踏まえつつ、実施主体の在り方について平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> | | | | | |

| 年 | 年別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 提案年における最終的な調整結果(個票等) |
|-----|--------|----------|---------|------|-------|--------------|--|--------------------------------------|--|--|---|
| H26 | 236 | 04_雇用・労働 | 都道府県 | 広島県 | 厚生労働省 | A 権限移譲 | 職業安定法第5条第3号ほか | 職業安定業務の都道府県への移管 | 職業安定業務について、ハローワーク特区及び一体的実施を地方の提案に沿って速やかに進め、移管可能性の検証を行い、都道府県労働局(公共職業安定所)から都道府県へ移管する。 | 【制度改正の必要性】利用者にとって複数の行政機関を行き来することが大きな負担となっている。ハローワークの移管により、次のような効果がある。 ①就職だけでなく必要な支援を身近な場所で受けられる。 ②企業支援と雇用政策の一体化が可能になる。 ③学校教育との連携を強化できる。 【現行制度の支障事例】一体的実施や求人情報オンライン提供では、県に職業紹介の権限がないため、企業支援や人材育成など産業施策との一体的な展開は困難。また、現行の地方公共団体の無料職業紹介は、Uターンなど業務範囲が限定されるため、広範囲な産業施策との展開は困難。 【懸念の解消】 ①「雇用保険の財政責任と運営主体の不一致」については、職業紹介だけでなく雇用保険の認定・給付を含む一体的な事務移管を求めており、働く意思の確認が可能であるため、両者の分離による濫給は生じない。また、雇用保険を都道府県で分離することなく全国単位で維持することを想定しているため、保険料は大きいままであり、保険の分割による地域格差などの発生はない。 ②「職業紹介の全国ネットワークの維持」については、総合的雇用情報システムの一体性維持を想定している。(統一マニュアルに従い運用管理) ③「全国一斉の雇用対策」については、一斉の対応が必要な場合は、連絡調整を行えば統一的・機動的な連携は十分可能であり、むしろ、移譲により地方自治体が情勢に応じて臨機応変な対応をとることが可能になる利点大きい。 ④「ILO条約」については、国が全国統一基準を設計し、法に基づき地方に助言・勧告、是正指示をすれば条約の趣旨を満たすことは可能 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |
| H26 | 237 | 06_環境・衛生 | 都道府県 | 広島県 | 厚生労働省 | A 権限移譲 | 水道法第6条ほか 水道法施行令第14条第1項 | 水道事業に係る厚生労働大臣の認可・指導監督権限の都道府県知事への移譲 | 水道法に基づき厚生労働大臣が行っている水道事業等(計画給水人口5万人超の特定水源水道事業及び1日最大給水量が2万5千立方メートルを超える水道用水供給事業)に関する認可等の権限を都道府県に移譲する。 | 【制度改正の必要性】事業認可の事前協議及び審査に要する時間は(国よりも)県の方が短いため、市町からは県への移譲要望あり(担当者レベルで開取り) 国がH25.3に公表した「新水道ビジョン」には、都道府県の役割について「認可権限等の枠組みにとらわれことなく、広域的な事業間調整機能や流域単位の連携推進機能を発揮することが求められる。」と記述されている。これを実現するためには、平素からの認可や指導監督を通じた水道事業者との連携関係の構築や水道事業者の状況把握が必要であるところ、現行制度ではこれを図ることができない。 【懸念の解消】給水人口が5万人を超える水道事業であっても、認可事務の基準は同様であり、技術的な問題はない。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |
| H26 | 238 | 07_産業振興 | 都道府県 | 広島県 | 経済産業省 | A 権限移譲 | 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条 小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金(地域産業資源活用支援事業)交付要綱 | 地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲 | 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づき、都道府県が指定する地域産業資源について中小企業者が作成する地域産業資源活用事業計画の認定権限及びその支援措置に係る財源を都道府県知事に移譲する。 | 【制度改正の必要性】地方が地域の中小企業・経済団体のニーズに基づき、きめ細かい支援を行うことが必要であり、また、地域振興に関するものであることから、個々の地域が有する地域産業資源の強みを生かした事業展開を行うため、都道府県の自由度を高めることが適当と考えられる。 現行では、国の計画承認手続が、概ね7月、10月、2月の年3回とされているが、都道府県が認定を行うことで、必要な時期に必要な回数を実施でき、実効性の高い施策展開ができる。 【財源移譲のスキーム】計画認定権限と合わせて、地域資源活用新事業展開支援事業補助金及び関係事務費を移譲(補助金の流れ)県から中小企業者等へ交付(国は関与しない。)(補助内容)現行制度並み(補助率2/3、補助限度額3,000万円)(財源措置)当面は交付金により措置し、将来的には税源移譲等による一般財源化(全国的視点の担保)審査会への販路開拓に係る有識者等の活用により、都道府県においても全国的な視点からの計画の認定及び補助金の採択は十分に可能である。 【懸念の解消】それぞれの地域の資源を活用するという事業の性格上、モデル事業として全国的に普及・拡大していくケースは想定しにくく、国が行うメリットは少ない。一方で、国が画一的な視点で認定を行うことで、地域の実情や課題が十分に反映されないデメリットの方が大きい。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |
| H26 | 239 | 06_環境・衛生 | 都道府県 | 広島県 | 環境省 | B 地方に対する規制緩和 | 水質汚濁防止法第4条の3 | 水質汚濁防止法に基づく総量削減計画の策定における環境大臣の同意協議の廃止 | 国の定める総量削減基本方針に基づき都道府県知事が総量削減計画を策定・変更する際に義務付けられている環境大臣の同意協議を廃止し、意見聴取へ変更する。 | 【制度改正の必要性】国への協議を行うことにより、計画策定に時間を要する(H23策定時には、国への協議に約2か月を要した。)。同意協議を廃止して意見聴取に変更することにより、現在の手続フロー(①国との事前調整→②審議会諮問→③国への協議)における③の廃止となり、H23実績では約2か月(現行の標準処理期間ベースで協議40日)の期間短縮効果が見込まれる。 【懸念の解消】国は、同意協議を行う理由として、各都道府県間の調整、国の諸施策との整合性確保を挙げているが、都道府県は、国と事前調整を行いながら、都道府県ごとの削減目標量を定めた国総量削減基本方針に基づき、総量削減計画を策定している。大臣同意を廃止したとしても、上記①の段階で大臣意見を聴取することにより、各都道府県間の調整、国の諸施策との整合性確保は担保される。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |

| 対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの) | 最終の対応方針(閣議決定)記載内容 | 措置の概要 | 資料等 | | 国の担当部局 |
|--|-------------------|-------|---|--|----------------------------|
| | | | | URL | |
| <p>4【厚生労働省】 (1)職業安定法(昭22法141)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88) 公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。 (i)国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)、「ハローワーク特区」の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。 (ii)以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。 (iii)地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。 (iv)ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。</p> | | | | | |
| <p>4【厚生労働省】 (7)水道法(昭32法177) 以下に掲げる事務・権限(厚生労働省の所管に係るものに限る。)については、広域化等を推進する水道事業基盤強化計画(仮称)を策定した上で、業務の監視体制を十分に整える都道府県であって、当該事務・権限の移譲を希望するものに対し、都道府県内で水利調整が完結する水道事業等(都道府県が経営主体であるものを除く。)を対象に移譲する。 なお、都道府県内で水利調整が完結しない水道用水供給事業から受水する水道事業については、当該水道用水供給事業との事業統合を行うことを上記計画に盛り込んだ場合には移譲対象とする。 (以下一部抜粋) ・水道事業の認可(6条1項) ・水道用水供給事業の認可(26条) ・水道事業及び水道用水供給事業に係る報告の徴収及び立入検査(39条1項)</p> | | | | | |
| <p>4【経済産業省】 (15)中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平19法39) (i)地域産業資源活用事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された地域産業資源活用事業計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、各経済産業局が設置している評価委員会に関係都道府県が構成員として参画し、認定の判断に主体的に関与できることなどを、平成26年度中に通知する。その上で、都道府県への権限移譲については、平成29年度までの法施行状況を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (ii)地域産業資源活用事業計画の認定事業者に対する補助(地域産業資源活用支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、都道府県が自ら支援を行う案件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。</p> | | | <p>【経済産業省】中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づく地域産業資源活用事業計画の認定に係る都道府県との情報共有等について(平成27年2月27日中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課長事務連絡)</p> | <p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu_tsuchi.html#h26_238</p> | <p>中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課</p> |
| | | | | | |

| 年 | 年別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 提案年における最終的な調整結果(個票等) |
|-----|--------|----------|---------|------|-----------------|--------------|---|---|--|---|---|
| H26 | 240 | 06_環境・衛生 | 都道府県 | 広島県 | 環境省 | B 地方に対する規制緩和 | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第9条 | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく都道府県分別収集促進計画の策定義務の廃止 | 市町村分別収集計画に適合するよう都道府県が策定する都道府県分別収集促進計画の策定義務を廃止する。 | 【制度改正の必要性】 都道府県分別収集促進計画は、市町村分別収集計画に適合するよう定めるとされており、市町村の分別収集量等を集約するもので、策定義義に乏しい。 【懸念の解消】 第6条に規定する都道府県の責務である市町村への技術的援助等は、法の規定により、本計画とは関係なく実施可能である。 なお、第8条第4項、第5項の市町村の提出義務等については、県において技術的支援、助言等を実施するために市町村計画の内容を把握する必要があるため、現行のままとすることが望ましいと考える。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |
| H26 | 241 | 04_雇用・労働 | 都道府県 | 広島県 | 厚生労働省、経済産業省 | B 地方に対する規制緩和 | 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第4条第3項 | 中小企業労働力確保法に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止 | 中小企業労働力確保法に基づき事業主が雇用管理を改善するために策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。 | 【制度改正の必要性】 法における支援措置(助成金)を国(労働局・ハローワーク)へ申請する要件として、知事の改善計画の認定が義務付けられているが、助成金受給の際には、別途国へ申請が必要であり、申請者に大きな負担となっている。具体的には、計画認定の申請書類7種類のうち4種類が助成金受給の申請書類と重複している。 【懸念の解消策】 改善計画の認定は、助成金受給の要件のほか、中小企業信用保険法等の特例の要件にもなっているが、現実には、改善計画の認定後に助成金受給以外の支援を活用した事例はなく、支障はないと考える。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |
| H26 | 242 | 04_雇用・労働 | 都道府県 | 広島県 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第8条第3項 | 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止 | 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づき事業主が雇用管理を改善するために策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。 | 【制度改正の必要性】 介護労働者の雇用管理の改善を促進するために設けられた助成金制度が平成22年度末に廃止されており、認定制度が形骸化している。(助成金制度廃止後に改善計画の認定申請が行われた例はない。)助成金制度廃止前は、法における支援措置(助成金)を国(労働局・ハローワーク)へ申請する要件として、知事の改善計画の認定が義務付けられていたが、助成金受給の際には別途国へ申請が必要であり、二重に手続きすることとなり、申請者に大きな負担となっていた。当該認定を要件とした支援策が新たに創設された場合においても、都道府県が計画認定を行い国(各地方労働局)が助成金等窓口になるのは企業の負担となるため、避けるべきである。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |
| H26 | 243 | 02_農業・農地 | 都道府県 | 広島県 | 農林水産省、国土交通省、総務省 | B 地方に対する規制緩和 | 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条第8項 | 農林業等活性化基盤整備計画の作成・変更する場合の都道府県知事への協議・同意の廃止 | 市町村が特定農山村法に基づき農林業等活性化基盤整備計画を作成・変更する場合の都道府県知事への協議・同意を廃止する。 | 【制度改正の必要性】 農林業等活性化基盤整備計画の作成・変更にあたって都道府県知事の同意が必要な事項は、農林業等活性化基盤整備促進事業の実施に関する事項と計画の一部分であり、本法自体が、市町村が中心となって地域の自主性を生かしつつ農林業その他の事業の振興を図ることを目的とされている。市町村の基盤整備計画の策定について迅速化が図られることにより、その後の事業を早期に実施することが可能となる。 【懸念の解消】 本法令による義務付けによる調整以外での調整を行っていることとあり、本法令による義務付けの必要性がないと考える。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |
| H26 | 244 | 09_土木・建築 | 都道府県 | 広島県 | 国土交通省 | 対象外 | 道路整備特別措置法第10条第4項、第12条、第13条第1項 | 地方道路公社が管理する有料道路の料金設定における国土交通大臣の許可及び認可の廃止 | 道路整備特別措置法に基づく地方道路公社が管理する有料道路の料金設定における国土交通大臣の許可及び認可を廃止し、届出制に変更する。 | 【制度改正の必要性】 地方道路公社が管理する有料道路は、利用実態上、地域に密着した利用が大勢であり、その料金は地域生活に大きな影響を与えることから、地域の実情に応じた柔軟な対応が必要である。届出制とされた場合、地方道路公社が管理する有料道路において、生活対策・観光施策など地方の裁量で、地域の実情に応じた整備・管理・運営が可能となる。 【支障事例】 直近において、料金値下げに伴う償還期間延長について国に事前相談したところ、他事例がないこと、他の全国の有料道路への波及が懸念されることなどから、認められなかった事例がある。 | — |

| 対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの) | 最終の対応方針(閣議決定)記載内容 | 措置の概要 | 資料等 | | 国の担当部局 |
|---|-------------------|-------|-----|-----|--------|
| | | | | URL | |
| | | | | | |
| 6【厚生労働省】 (9) 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平3法57) 事業協同組合等が作成する改善計画の認定(4条1項)については、これを要件とする現行の助成金の活用促進を図る観点から検討し、手続の簡素化を図る。 | | | | | |
| 6【厚生労働省】 (10) 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平4法63) 介護事業主が策定する改善計画の認定(8条)の廃止を含め、介護労働者の労働環境の改善による魅力ある職場づくりに向けた実効性のある仕組みについて、地方の意見も踏まえつつ検討し、平成27年中に結論を得る。 | | | | | |
| 6【総務省(7)】【農林水産省(12)】【国土交通省(15)】 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平5法72) 特定農山村地域である市町村が作成又は変更する農林業等活性化基盤整備計画に係る都道府県知事への同意を要する協議(4条8項)については、当該計画の内容のうち、農林地所有権移転等促進事業(2条3項3号)に係る事項以外の事項に関しては、同意を要しない協議とする。 | | | | | |
| | | | | | |

| 年 | 年別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 提案年における最終的な調整結果(個票等) |
|-----|--------|---------------|---------|------|------------|--------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--|---|---|
| H26 | 245 | 01_土地利用(農地除く) | 都道府県 | 広島県 | 農林水産省(林野庁) | B 地方に対する規制緩和 | 森林法第26条の2第4項 | 保安林解除に係る農林水産大臣への協議の廃止 | 森林法に基づき保安林の指定を解除する際に義務付けられている農林水産大臣への同意協議を廃止する。 | 【制度改正の必要性】 公共事業等に伴う保安林の解除において、国への協議を廃止することにより、事務処理期間が短縮されスムーズに事業が執行でき、地域住民の生活の利便性の向上等が期待できる。 【懸念の解消】 知事権限の保安林解除においても、国権限の解除と同等の審査を実施していることから、協議の廃止に伴う保安林の持つ公益的機能の著しい低下等への懸念はないと考える。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |
| H26 | 246 | 01_土地利用(農地除く) | 都道府県 | 広島県 | 国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | 国土利用計画法第9条第10項、第14項 | 土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議の意見聴取への変更 | 国土利用計画法に基づき、都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取へ変更する。 | 【制度改正の必要性】 国への協議を行うことにより、計画策定・変更に時間を要する(H25計画変更時には、国への協議を行ってから回答を得るまでに約1か月を要した。)。協議を廃止して意見聴取に変更することにより、現在の処理手順(①市町意見聴取→②国との事前調整→③審議会諮問→④国への協議)における④の廃止となり、約1か月間の期間短縮が図られる。 【懸念の解消】 国は、協議を行う理由として、個別規制法の地域・区域には、国の権限・関与に係るものが多く(都市計画に係る大臣協議、国立公園に係る大臣指定など)、あらかじめ調整が必要であることなどを挙げている。事前調整が必要であることには異論ないが、都市計画決定等の事務が自治事務化され、用途地域等、都市計画決定の権限が移譲されるなど、土地利用基本計画の変更の中で最も件数が多い都市計画の分野で権限を有している関係市町との調整は意見聴取で対応していることから、同様に、国立公園・国定公園の指定等の権限を有する国との調整も意見聴取で担保できるものとする。具体的には、意見照会を受けた国土交通省が、関係省庁に意見照会を行い、取りまとめ結果を都道府県に回答する制度を想定している。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |
| H26 | 247 | 03_医療・福祉 | 都道府県 | 広島県 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 児童福祉法第45条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条 | 児童福祉法に基づく保育所の保育士数に係る基準緩和 | 最低2人の保育士を置くこととされている認可保育所の人員配置の基準について、2人のうち1人については、保育士補助者的な者で可とするなど柔軟に対応できるよう基準を緩和する。 | 【具体的な支障事例】 中山間地域等の保育所では少子化の影響で、保育所の入所人数が減少している。一方、中山間地域等では、就労人口の減少とともに、保育士不足が顕著になっている。保育士の人員配置は入所児童数により算定し、入所児童数は変化するため、特定の保育所における具体例を示すことは難しいが、県の中山間地域に所在する市において、「保育士が足りないため、定員数の入所児童数を受けることができないことがある」といった状況がある。県が運営する「保育士人材バンク」において、中山間地域では、求人情報94人に対し求職人数は11人となっており、人口減少が顕著な中山間地域における保育士不足は更に深刻な状況となっている。 【制度改正の必要性】 このような中、保育士配置の最低基準の2人の確保も難しい場合もあり、左記のような柔軟な対応が必要である。基準緩和の具体的内容としては、例えば、一定程度の研修を受けた保育の支援員のような人材の配置などが考えられる。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |
| H26 | 248 | 07_産業振興 | 都道府県 | 広島県 | 内閣官房、内閣府 | B 地方に対する規制緩和 | 中心市街地の活性化に関する法律第9条第1項 | 市町村が作成する中心市街地活性化基本計画に係る内閣総理大臣の認定の廃止 | 中心市街地の活性化に関する法律に基づき市町村が作成する中心市街地活性化基本計画に係る内閣総理大臣の認定を廃止する。 | 【制度改正の必要性】 中心市街地の活性化に関する法律は、地域のまちづくりに密接に関連するものであり、市町村で完結できるようにすることで、市町村の自主性・自立性の確保、計画実行までの効率化に繋がる。第1次一括法による見直しは、同法第9条第2項の一部のみを廃止するもので、市町村の計画を国が認定するという体系は変わっていない。本県内で基本計画の認定を受けた1市においては具体的な問題は生じていないが、現行の制度体系では、今後の基本計画策定において、市町村の自主性・自立性が確保されず、まちづくりに対する創意工夫等が活かされない等の支障事例が生ずることが懸念される。本県内で認定を受けた1市では、事前調整を経た上で認定申請を行った後に認定までに1か月余りを要しており、認定の廃止により当該期間の短縮効果も見込まれる。 【懸念の解消】 基本計画策定後の支援措置等に係る関係府省との調整は引き続き必要と考えるが、現在も実施している事前協議等により担保されると考える。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |
| H26 | 249 | 01_土地利用(農地除く) | 都道府県 | 広島県 | 国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | 都市計画法施行令第12条第1号及び第2号 | 区域区分等に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止 | 都市計画法に基づき都道府県が区域区分に関する都市計画(区域区分を定める都市計画区域マスタープランを含む。)を決定・変更する際の国土交通大臣への同意協議を廃止する。 | 【制度改正の必要性】 区域区分に関する都市計画の決定(変更)については、国土交通大臣の同意が法定されているが、この同意にあたっては、法第23条の規定により、関係大臣に対する協議、意見聴取(農林漁業との調整など)が義務付けられており、この協議に関して都道府県及び指定都市が行う事前調整事務に多大な時間を要している(事前協議を含めて約2年を要した事例あり。予定していた都市計画審議会へ諮ることができなかった。)。都市計画手続の簡素化を図り、地域の実情に対応したまちづくりを自らの判断で効果的かつ迅速に進めるために、同意協議を廃止することが必要である。 【懸念の解消】 国は「国土交通大臣が農林水産大臣との協議により都市計画的土地利用と農地保全を調整する仕組の保持が必要」としているが、都道府県内部で農政部局との調整を行うことで、都市的土地利用と農地保全との調整は十分行うことができる。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |

| 対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの) | 最終の対応方針(閣議決定)記載内容 | 措置の概要 | 資料等 | | 国の担当部局 |
|--|-------------------|-------|--|---|--------|
| | | | | URL | |
| 6【農林水産省】 (4)森林法(昭26法249) (iii)法25条1項4号から7号に掲げる目的を達成するために指定される保安林のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議(26条の2第4項2号)については、制度の運用実態を調査しつつ、同意を要しない協議に見直す方向で検討し、平成27年中に結論を得る。 | | | 【農林水産省】森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について(平成28年5月20日付け林野庁治山課長通知) | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_245 | |
| 6【国土交通省】 (14)国土利用計画法(昭49法92) (ii)土地利用基本計画の変更(9条10項及び14項)については、過去の国と都道府県との協議における国の指摘事項等、計画変更に当たって有益な情報を地方公共団体に提供するなど、国と都道府県の協議の円滑化を図る。 | | | 【国土交通省】平成26年度土地利用基本計画の変更状況等について | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_246 | |
| 6【厚生労働省】 (1)児童福祉法(昭22法164) (ii)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)のうち、保育所に係る基準については、次のとおりとする。 ・朝、夕の時間帯であって、保育する児童が1人である場合等における保育士の数が2人を下回ってはならないという取扱い(基準33条2項)について、地方の実情を踏まえて、引き続き検討を進める。 上記(i)(ii)に加え、平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度の着実な施行を図るとともに、「待機児童解消加速化プラン」及び「保育士確保プラン」に基づき、地方公共団体と連携して、保育士確保対策(潜在保育士の復帰支援を含む。)に強力に取り組む。 | | | 【厚生労働省】保育所等において必要な保育士の確保が難しい状況にある場合の対応について(平成27年3月19日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課事務連絡) | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_247 | |
| - | - | - | - | - | - |
| 6【農林水産省】 (7)都市計画法(昭43法100) 国土交通大臣が区域区分(7条1項)に関する都市計画を定め、若しくはその決定若しくは変更に同意しようとするとき、又は都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするとき(国土交通大臣の同意を要するときを除く。)における農林水産大臣に対する協議(23条1項)については、市街化区域となる区域が農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)(農振法)8条2項1号)と重複する場合等に限ることとし、その対象範囲を見直す。 なお、上記の措置に伴い、農地法(昭27法229)、農振法等において所要の見直しを行うこととする。 | | | | | |

| 年 | 年別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 提案年における最終的な調整結果(個票等) |
|-----|--------|----------|---------|------|-------|--------------|---|--|--|--|---|
| H26 | 250 | 02_農業・農地 | 都道府県 | 広島県 | 農林水産省 | B 地方に対する規制緩和 | 農業振興地域の整備に関する法律第4条第5項 | 農業振興地域整備基本方針を策定・変更する場合の農林水産大臣への協議の廃止 | 農業振興地域の整備に関する法律に基づき都道府県が農業振興地域整備基本方針を策定・変更する際の農林水産大臣への協議を廃止する。 | 【制度改正の必要性】 国は、食料の安定供給という責務からどの程度の農用地等を確保しておくかを全国的な見地から判断する必要であることから協議・同意を得ることとしており、国の基本指針における「確保すべき農用地等の面積の目標」については、「食料・農業・農村基本計画」の供給熱量ベースの食糧自給率の目標50%を基に算定されており、各都道府県の確保面積の合計が国の確保面積と一致する仕組みとなっている。各都道府県に対しては農家の高齢化、農業の担い手不足、条件不利な農地の状況、地理的条件等都道府県の実情をあまり考慮せず全国一律の基準で確保面積の算定がされている。また、農振法第12条の2に規定されている市町村による基礎調査実施中で農用地等の面積の減少が見込まれるものについても確実ではないとして考慮されないなど都道府県の実態を反映されておらず、協議となっているものの実態としては、国の確保面積と各都道府県の確保面積の合計値が一致することとなるよう国から各都道府県の確保面積が押し付けられており、それに応じなければ同意されないという実態があり、各都道府県の確保面積の算定方法は不合理である。確保面積目標算定について県の地域性・独自性が反映できるよう、協議ではなく、国への意見聴取等に変えるべき。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html |
| H26 | 251 | 02_農業・農地 | 都道府県 | 広島県 | 農林水産省 | B 地方に対する規制緩和 | 農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項 | 農業振興地域整備計画を策定・変更する場合の都道府県知事への協議の廃止 | 農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が農業振興地域整備計画を策定・変更する際の都道府県知事への協議を廃止する。 | 【制度改正の必要性】 市町農業振興地域整備計画の策定・変更の同意について、法律にその基準が示されており、その基準に従って計画策定・変更をすればよく、県の同意を廃止することによって事務の迅速化が実現できる。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html |
| H26 | 252 | 07_産業振興 | 都道府県 | 広島県 | 経済産業省 | A 権限移譲 | 改正後の商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条 同法施行令第3条 | 小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画に係る経済産業大臣の認定権限の都道府県への移譲 | 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部改正により新設予定の経営発達支援計画に係る経済産業大臣の認定権限について、都道府県知事に移譲する。 | 【制度改正の必要性】 現行制度(基盤施設計画)は、国が作成した商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律実施要領により、都道府県知事が計画認定していることから、新設される経営発達支援計画についても、地域の実情を踏まえた計画とするために、現行制度同様に、都道府県が認定することが望ましい。複数の都道府県で、各商工会議所が地域や地域内小規模事業者等がどうあるべきかという中期的な目標を策定し、目標達成に向けて効果的に事業を実施させ、目標達成状況について評価する事業評価システムを導入する動きが広がっており、目標達成に向けて方向性を統一するためにも、都道府県が認定することが望ましい。《事業評価システムの導入状況》導入済:6団体、検討中:3団体 【懸念の解消】 全国統一の基準や運用が必要な点は、国が作成する要領等により確保されるものとする。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html |

| 対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの) | 最終の対応方針(閣議決定)記載内容 | 措置の概要 | 資料等 | | 国の担当部局 |
|--|-------------------|-------|--|--|--------|
| | | | | URL | |
| <p>4【農林水産省】</p> <p>(4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。</p> <p>(i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 <p>(ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について</p> <p>事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあつては、当該指定市町村の長)に移譲する。 農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。 | | | | | |
| | | | | | |
| <p>4【経済産業省】</p> <p>(6)商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平5法51)商工会又は商工会議所が都道府県と共同で行う経営発達支援事業についての経営発達支援計画の認定(5条1項)については、都道府県の意見が踏まえられていることが判断の要素となることを、平成26年度中に商工会、商工会議所等に通知する。</p> <p>[措置済み(平成26年12月19日付け中小企業庁経営支援部小規模企業振興課通知)]</p> | | | <p>【経済産業省】経営発達支援計画の第1回認定申請の周知について(平成26年12月19日付け中小企業庁経営支援部小規模企業振興課事務連絡)</p> | <p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu_tsuchi.html#h26_252</p> | |

| 年 | 年別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 提案年における最終的な調整結果(個票等) |
|-----|--------|---------------|---------|------|-------|--------------|---|------------------------|---|---|---|
| H26 | 253 | 01_土地利用(農地除く) | 一般市 | 高岡市 | 国土交通省 | A 権限移譲 | 都市計画法第78条第1項 開発許可制度運用方針Ⅱ-3 | 開発審査会設置の主体の拡大 | 条例により都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村(以下事務処理市町村)は開発審査会の設置を可能とする。(都市計画法第78条の見直し) | <p>【制度改正の必要性】</p> <p>現在、都市計画区域において開発行為をしようとする者は、都市計画法第29条第1項の定めにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。当該許可権限について富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により、高岡市に移譲されているところ。</p> <p>市街化調整区域に係る開発行為の許可基準については、同法第34条各号に定めのあるものであるが、同条第1号から第13号に該当しないものについては、第14号により、都道府県知事が開発審議会(同法第78条)の議を経て、同号に掲げる要件に該当するものと認める必要がある。しかしながら、同法第78条において、開発審査会を設置するのは都道府県及び指定都市等(中核市、特例市)とされており、いずれにも該当しない高岡市は開発審査会を設置することができない。すなわち、高岡市は許可の権限があるにも関わらず、一定の場合には県の機関へ審査を委ねなければならない状況となっている。</p> <p>【制度改正の内容】</p> <p>開発行為の許可については、都道府県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(事務処理特例条例)により、事務処理市町村に権限が移譲されていることから、開発許可の審査機関としての性質を有する開発審査会についても、同様に取り計らうことができることとすることが望ましい。</p> <p>現行の定めは前提としながらも、国、県との協議を経るなどして、適当と認められた希望する事務処理市町村は、定型的に処理することが困難な案件においても、地域の実情を踏まえ自らの責任において審査し、自ら許可することができるように、制度を見直していただきたい。</p> | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html |
| H26 | 254 | 01_土地利用(農地除く) | 一般市 | 高岡市 | 国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | 【都市計画法】・第34条第1項第1号～14号 【開発許可制度運用方針】・Ⅲ-13 | 市街化調整区域における開発許可基準の追加 | 市街化調整区域の開発基準である都市計画法第34条に、「市街化調整区域において、法に基づく許可を受けて建築された後、一定期間適正に利用された土地等を利活用する開発行為で、工場等の用に供する用途で周辺環境における市街化を促進するおそれがないと認められるもの」の要件追加。 | <p>【制度改正の必要性】</p> <p>市街化調整区域においてかつて住宅・商業目的などで開発許可を受けた土地・建築物を工場として用途転用することは都市計画法第34条に定められた許可基準に該当せず原則許可されない状況となっている。</p> <p>市街化調整区域は原則開発が抑制されるべき区域であるが、人口減少が著しく、産業が停滞している状況にある本市においては、広大な敷地を有し、建築に併せて各種インフラも整備されている当該土地・既存建築物が、企業の受け皿として有効活用され、地域産業の活性化、雇用の確保につながっていくことが望ましいと考えている。</p> <p>これらの既存建築物の未活用は空き家や廃墟の増加につながり、周辺環境や治安の悪化の原因ともなる。また、既存建築物や開発許可を受けた土地の有効活用は、既存集落や生産活動等を維持するための貴重なストックとしての役割を果たすだけでなく、市街化調整区域における農地転用の伴う開発行為の抑制につながることも期待されることから、周辺環境に影響を及ぼさない、一定期間適正に利用された土地であることなど、一定の要件に合致した場合は既存建築物の工場への用途変更への制限を緩和できるよう、法律への明文化についてご配慮いただきたい。</p> <p>【現行制度で対応困難な理由】</p> <p>都市計画法第34条10号については、一定(概ね1ha以上等)の広がりを持たない特定の土地・建築物を対象に地区計画を定めることは困難であること、同法同条14号については、「開発審査会を設置するのは都道府県及び指定都市等(中核市、特例市)とされており、いずれにも該当しない高岡市は開発審査会を設置することができないこと」から現行制度での対応が困難である。</p> | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html |
| H26 | 255 | 11_その他 | 一般市 | 鎌ヶ谷市 | 法務省 | B 地方に対する規制緩和 | 戸籍法第10条第1項及び第3項 平成2年7月30日付法務省民2第3178号民事局第二課長回答「戸籍謄抄本の電話予約による平日時間外又は休祭日等の交付は認められない」 | 住民票取次所における戸籍謄抄本の交付の可能化 | 鎌ヶ谷市で実施している住民票取次所の交付に、戸籍謄抄本の交付を追加する。本市では、申請者からの電話予約により、住民票を民間商店や公民館等を取次所として配達し、市役所開庁時以外でも交付できるようにしています。しかし、戸籍謄抄本については、法務省からの通知(回答)により電話予約による交付ができません。市役所開庁時以外の休祭日及び最寄りの取次所での戸籍謄抄本の交付を要望する市民も多く住民サービスの向上につながります。 | 鎌ヶ谷市は、千葉県北西部に位置し人口約10万人、面積約2千haで、支所、出張所(1カ所)が無く、住民サービスとして住民票の取次所での交付を実施しています。取次所では休祭日や夜間でも交付が可能です。民間取次所7カ所、公共8カ所、平成25年度実績753件。一方、戸籍謄抄本については、平日窓口と郵送請求のみ交付が可能で、電話予約による時間外や休祭日については法務省通知(回答)で交付不可であることを住民に説明しています。住民からの戸籍交付に関する問い合わせについては、1日に5件程、月曜日は特に多く1日10件以上です。例としては、パスポートの申請や婚姻届、転籍届などの添付書類、携帯電話の家族割に使用するので戸籍交付の電話問合せがあり、仕事の関係で平日来庁は困難であることから、身近な住民サービスである取次所での戸籍謄抄本の交付を要望されることが多々あります。戸籍謄抄本の電話予約受付手順としては、電話予約時に、申請人等の住所、氏名、生年月日、本籍地、電話番号、必要な理由(使用目的)を聞いて交付書類を取次所に配送します。本籍地に違いがある場合は、配送できない旨の連絡をしますが、本籍地に相違があることを伝えるだけです。法務省回答にある、本籍地を教示することや対象戸籍の有無については、電話連絡者に回答することはありません。また、電話予約の対象を戸籍謄抄本のみとして、除籍、改製原戸籍、戸籍の附票(住所の履歴)を交付対象外にすることから、個人の所在探索を助長する恐れはありません。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html |

| 対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの) | 最終の対応方針(閣議決定)記載内容 | 措置の概要 | 資料等 | | 国の担当部局 |
|---|-------------------|-------|--|--|--------|
| | | | | URL | |
| <p>5【国土交通省】 (1)都市計画法(昭43法100) (ii)開発許可に関する事務(29条1項)については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)を活用して当該事務を処理する市町村(34条14号に該当する開発行為の許可に係る事務を処理する市町村に限る。)において、より主体的かつ円滑に当該事務を行うことができるよう運用を見直すこととし、当該市町村が、地域の実情に応じて自らの案件を効率的に処理する観点から、特段の支障がない限り都道府県開発審査会の開催に係る事務を自ら行うことができること、都道府県開発審査会への提案基準を主体的に作成できること等を明確化することについて、制度の運用実態や都道府県の意向等を調査した上で、地方公共団体に通知する。</p> | | | <p>【国土交通省】都市計画運用指針及び開発許可制度運用指針の改正について(平成27年12月7日付け国土交通省都市局長通知)</p> | <p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_253</p> | |
| | | | | | |
| <p>6【法務省】 (1)戸籍法(昭22法224) (i)戸籍謄本等の交付の請求(10条1項)については、申請時及び交付時に適切な本人確認が行われる体制等が確保されていると法務局が判断する場合に限り、オンラインやファクシミリによる交付申請が可能であり、特定の市町村においてその取扱いが認められた場合は、その旨を他の市町村に周知する。</p> | | | | | |

| 年 | 年別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 提案年における最終的な調整結果(個票等) |
|-----|--------|-------------|---------|-------------------|------------------|--------------|--|-----------------------------------|--|--|---|
| H26 | 258 | 06_環境・衛生 | その他 | 豊橋田原ごみ処理広域化ブロック会議 | 環境省 | B 地方に対する規制緩和 | 循環型社会形成推進交付金交付取扱要領14-(1)、別表1-III-1-(11) | 循環型社会形成推進交付金(廃焼却施設解体)の補助要件の緩和 | ごみ処理施設の広域化を実施した場合、施設の統廃合により廃止施設の解体が必要となるが、循環型社会形成推進交付金の対象は、施設の解体に合わせて新たな廃棄物処理関連施設の整備を伴う場合に限定されており、跡地利用のない場合は交付対象とならない。また、廃棄物処理施設の解体はダイオキシン類の飛散防止対策等に莫大な費用を要するため、財政的な問題から解体撤去が進んでいないのが現状である。については、広域化に伴う廃止施設の解体については、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない場合でも、交付対象として頂きたい。 | 【広域化の経緯】 国は、ごみ処理施設におけるダイオキシン類対策等適正処理の推進に向け、平成9年に「ごみ処理の広域化計画について」(平成9年5月28日付け衛環第173号厚生省環境整備課長通知)を都道府県に通知し、ごみ処理の広域化を進めている。 【制度改正の内容】 循環型社会形成推進交付金交付取扱要領14-(1)では、廃焼却施設の解体については跡地に新たな廃棄物処理施設を整備する場合にのみ交付対象事業に含めることができるとしている。これをごみ処理広域化に伴い廃止となる廃焼却施設等の解体については交付対象となるように交付条件の拡大を望む。 【制度改正による効果】 今回の交付条件の拡大を行うことによりこれまで広域化に消極的であった自治体が広域化を積極的に進めることとなり、さらに防災面からも未解体の廃焼却炉が減ることは、国の目指す方向性に合致するものである。また、広域化のスケールメリットを生かすことで国、地方自治体双方にとって将来的に経費の節減につながる。 【地域の実情】 豊橋市と田原市でも国の方針に従い、豊橋田原ごみ処理広域化計画を定め、平成34年度に現在の豊橋市既存焼却施設の周辺に両市の焼却と粗大ごみを共同処理する施設を建設する計画となっている。新施設稼働時点で廃焼却施設は豊橋市に5炉、田原市に4炉あり、解体費用は約30億円と見込んでいる。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html |
| H26 | 259 | 03_医療・福祉 | 指定都市 | 相模原市 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 「放課後児童健全育成事業費等の国庫補助について」(平成26年4月1日厚生労働省発雇児0401第15号厚生労働省事務次官通知) | 放課後児童健全育成事業等実施要綱の緩和 | 放課後児童健全育成事業等実施要綱における補助対象の児童数(現行は10人以上)の緩和 | 【国の動向】核家族化の進行、女性の社会進出など社会状況の変化に伴い、放課後児童クラブのニーズは年々高まりつつあり、国においても平成31年度までに、新たに約30万人分の定員枠を拡大する方針が示された。 【本市の実情】本市における放課後児童クラブは、公設公営を66箇所設置し約4,200人の児童の受入れを行っており、また、運営費補助を行っている民設民営が21箇所あり約580人の児童の受入れを行っている。(平成26年度) 本市においてもニーズは年々増加しており、児童数の40%から50%を超えるニーズが発生している学校区もあることから、公設公営の放課後児童クラブについては、待機児童が発生している施設において小学校施設等を活用した整備や、既存施設の改修による一定規模(10人から40人)の定員枠の拡大を行っているが、小学校における少人数学級の推進等の影響により、現状においても小学校施設の活用による定員枠の拡大が困難な状況であり、今後はさらに困難な状況が予想される。 【本市の実情を踏まえた必要性】このため、今後、待機児童対策の推進にあたり、公設公営の放課後児童クラブによる一定規模の定員枠の拡大に加えて、例えばマンションの一室を借り上げて当該事業を実施するなど、民間資源を活用した小規模な定員枠の拡大についても積極的に図っていく必要がある。 こうした中、放課後児童健全育成事業等実施要綱における補助対象である現行の児童数10人以上の基準は、事業の効率性及び安定性の観点から設けられているものと考えられるが、本市の実情を踏まえ、緩和を提案するもの。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html |
| H26 | 260 | 08_消防・防災・安全 | 指定都市 | 相模原市、浜松市 | 防衛省、内閣府、総務省(消防庁) | A 権限移譲 | 自衛隊法第83条第1項 災害対策基本法第68条の2 | 防衛大臣への自衛隊の災害派遣要請の権限を都道府県から指定都市へ移譲 | 現行、自衛隊への派遣要請は都道府県が行うこととされているが、災害現場の状況を直接知りうる基礎自治体であり、かつ、都道府県と同等の規模能力を有する指定都市へ移譲すること。 | 【制度改正の必要性】 近年のゲリラ豪雨など、局地的、即時的な自然災害が増加している状況を踏まえると、人命が脅かされる災害が発生し、それが市町村の対応能力を越えることが明白になった場合、広域調整を経ずして、災害現場の状況を知らうる市町村がいち早く災害派遣要請を行うことができるよう、自衛隊法を改正すべきであると考え。それを基本としながら、以下の考え方により、まずは指定都市にその権限を移譲する必要があると考える。指定都市は基礎自治体である一方で、道府県と同等の権限を有していること。日ごろから、訓練等を通じ、自衛隊、警察、医療機関等との情報の共有や連携を円滑に遂行できる環境を整えていること。指定都市には、道府県による出先機関などの行政支援機能がほとんど置かれておらず、また、土木事業をはじめ、災害時の対応につながる事業についても、指定都市がその多くを行っていることから、道府県が指定都市の状況を把握し難い状況にあると考えられること。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html |

| 対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの) | 最終の対応方針(閣議決定)記載内容 | 措置の概要 | 資料等 | | 国の担当部局 |
|--|-------------------|-------|--|--|--------|
| | | | | URL | |
| | | | | | |
| <p>6【厚生労働省】 (21) 放課後児童健全育成事業 放課後児童健全育成事業の補助要件について、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、平成27年度から、10人未満の放課後児童クラブについても補助対象とするよう見直す。</p> | | | <p>【厚生労働省】「放課後児童健全育成事業」の実施について(平成27年5月21日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)</p> | <p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_259</p> | |
| | | | | | |

| 年 | 年別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 提案年における最終的な調整結果(個票等) |
|-----|--------|----------|---------|------|--------------------|--------|--|---|---|--|---|
| H26 | 261 | 07_産業振興 | 都道府県 | 埼玉県 | 経済産業省、経済産業省(中小企業庁) | A 権限移譲 | 経済産業省組織規則第231条19号等 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条 地域需要創造型等起業・創業促進補助金交付要綱 | 新たな需要を創造する新商品・サービスを提供するための創業支援に関する事務・権限の都道府県に移譲 | 経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、新たな需要を創造する新商品・サービスを提供するための創業支援に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。 | 【制度改正の必要性等】 県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。 しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。 こうしたことから、新たな需要を創造する新商品・サービスを提供するための創業支援に関する事務・権限(中小企業の新たな事業の創出等)を都道府県に移譲すべきである。 また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること)。 地域需要創造型等起業・創業促進事業(創業補助金) 小規模事業者活性化補助金 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html |
| H26 | 262 | 02_農業・農地 | 都道府県 | 埼玉県 | 農林水産省 | A 権限移譲 | 農地法第4条、第5条 | 農地転用許可の移譲 | 4ha超の農地転用許可の権限については農林水産大臣から地方に移譲すること。 (ただし、優良農地の確保の観点から、国が関与する一定の権限の留保は必要。) | 【制度改正の必要性等】 農地法第4条、第5条による4ha超の農地転用は農林水産大臣許可となっているため、自治体を持つ他法令許可等との確認、調整作業に多くの時間を要し、審査期間が長期化している。 【制度改正の経緯】 平成25年12月20日に閣議決定された「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」では、「農地転用に係る事務・権限については、地方の意見も踏まえつつ、農地法等の一部を改正する法律(H21法57)附則第19条第4項に基づき、同法施行後5年を目途として、地方分権の観点及び農地の確保の観点から、農地の確保のための施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国に関与等の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされている。 農林水産省は、「大規模な農地の転用許可については、農地がまとまって失われるだけでなく、集団的な優良農地において、周辺農地の無秩序な開発を招くおそれがあることなど影響が大きく、国レベルの視点に立った判断を行うことが必要」との見解を示している。 【懸念への対応】 本県では、2ha超4ha以下の転用許可権限が移譲された平成10年11月から平成25年末までの間に、大臣許可案件の調整を24件処理しており、地方が権限の移譲を受けても、法を適正に運用し、事務処理を行う十分な能力を備えている。 ただし、優良農地の確保の重要性を考慮すると、国レベルの視点からの考察も必要と思われるため、地方自治法第245条の5に規定する是正の要求の対象に2ha超の案件も含まれるよう農地法第59条を改正するなど、国が関与する権限を留保すること。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html |
| H26 | 263 | 04_雇用・労働 | 都道府県 | 埼玉県 | 厚生労働省 | A 権限移譲 | 厚生労働省設置法第4条第1項第54号、第23条、第24条 職業安定法第5条第3号、第8条、第17条、第18条 等 | ハローワークの地方移管 | ハローワーク特区の効果等について検証を行い、ハローワークに関する事務・権限を国から地方自治体に移譲すること。 それまでの間においても、地方自治体が行う無料職業紹介の法的位置づけを明確化するとともに、希望する地方自治体においてハローワーク職員用端末と同内容の情報を活用して職業紹介を行うことができる環境を整備すること。 | 【制度改正の経緯】 全国知事会が求めてきたハローワークの地方移管は実現していないが、アクション・プラン等に基づき、平成24年10月から、東西2か所(埼玉県と佐賀県)で試行的にハローワーク特区が実施されている。 平成25年12月20日に閣議決定された「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」では、①ハローワーク求人情報の地方自治体へのオンライン提供を積極的に進めること、②国と地方の一体的実施やハローワーク特区などの取組を通じ、地方と一体となった雇用対策を推進すること、③これらの取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、ハローワークの事務・権限の移譲等について引き続き検討・調整を進めることなどの方針が示されている。 【制度改正の必要性】 求職者が必要としている支援を提供するには、職業紹介に加え、求職中の生活・住宅相談やキャリアカウンセリング等のサービスを一体的に実施する必要があり、二重行政を解消して国と地方を通じた簡素で効率的な行政体制とするためにも、総合行政である地方自治体にハローワークの事務・権限を移管することが必要である。 また、国から地方自治体に提供される情報は、求人情報など国が把握している情報の一部であり、求職者情報や相談記録、事業主指導記録等は提供の対象となっていない。このため現状では地方自治体においてハローワークと同等の条件で職業紹介サービスを行える環境になっていない。 地方自治体が職業紹介をより効果的に行えるように、ハローワーク職員用端末と同様の情報を活用できるようにすることが必要である。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html |

| 対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの) | 最終の対応方針(閣議決定)記載内容 | 措置の概要 | 資料等 | | 国の担当部局 |
|---|-------------------|-------|---|--|--------|
| | | | | URL | |
| <p>4【経済産業省】 (22) 産業競争力強化法(平25法98) (iii) 創業等に要する経費に対する補助(地域需要創造型等起業・創業促進補助金)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県の担当者が地域審査会に参加できるようにするなどの措置を講ずる。</p> | | | <p>【経済産業省】産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の第5回認定について(平成27年2月26日付け中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課、総務省地域力創造グループ地域政策課事務連絡)</p> | <p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26futsuchi.html#h26_261</p> | |
| <p>4【農林水産省】 (4) 農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (i) 農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii) 農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。</p> | | | | | |
| <p>4【厚生労働省】 (1) 職業安定法(昭22法141)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88) 公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。 (i) 国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)、「ハローワーク特区」の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。 (ii) 以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。 (iii) 地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。 (iv) ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。</p> | | | | | |

| 年 | 年別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 提案年における最終的な調整結果(個票等) |
|-----|--------|----------|---------|------|-------|--------|---|---|--|---|---|
| H26 | 264 | 04_雇用・労働 | 都道府県 | 埼玉県 | 厚生労働省 | 対象外 | 障害者雇用促進法 第38条、第43条、第46条、第47条、第82条等 | 障害者雇用の実態に関する情報の開示 | ハローワークが各種法令に基づき事業主に対して行う指導権限の移譲については「ハローワークの地方移管」の中で包括的に求めているところであるが、移譲が実現するまでの間においても障害者雇用に関する事業主への調査結果等について地方自治体への情報開示を進めること。 | 【制度改正の必要性等】民間企業の障害者雇用率は本社所在地別の集計となっており、障害者雇用の実態を的確に反映したものになっていない。(本県では県外に本社がある事業所が多く、障害者雇用率が実態より低く出る傾向がある。)本県は効果的な障害者雇用施策を推進するには事業所所在地別の障害者雇用率を調査・公表すべきであることをかねてから主張しているが、実現していない。効果的な障害者雇用促進施策を推進するためにも、県内事業所における障害者雇用の実態把握は不可欠である。このため、国が行っている障害者雇用の実態調査結果データなど、地方自治体が必要とする情報の開示を積極的に進めること。 | — |
| H26 | 265 | 10_運輸・交通 | 都道府県 | 埼玉県 | 国土交通省 | A 権限移譲 | 道路運送法第4条、第5条、第9条第1、3、4、5項、第11条第1、3項、第15条第1、3、4項、第15条の2第1、2、3、5項、第15条の3第1、2、3項、第19条、第19条の2、第19条の3、第21条第2項、第22条の2第1、2、3、4、5、7項、第27条第2項、第30条第4項、第31条、第35条、第36条第1、2項、第37条、第38条第1、2項、第84条、第89条 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2編第1章に係る補助金 | 旅客自動車運送事業(バス事業)の許認可等の地方運輸局から都道府県への移譲 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(バス路線維持等に限る)による助成事務の地方運輸局から都道府県への移譲 | 県内で路線が完結する旅客自動車運送事業の許認可(バス事業)及び当該自動車運送業に関する助成事務を移譲すること | <許認可権限について> 【制度改正の必要性等】道路運送法第4、5条等の路線バスの事業経営(路線・営業区域・営業所位置等に関する事業計画)、運賃等に関する許認可及び監査・行政処分権限は国が持っている。国が持つ許認可及び監査・行政処分権限について、県へ移譲することにより、地域公共交通の実情が把握しやすくなるとともに、地域の実情に根差したよりきめ細かな施策の検討や展開が可能となり、県民への交通サービスの提供に資する。なお、他都県をまたぐ路線に係る旅客自動車運送事業の許認可については、他都県との調整が必要であるため、引き続き国が広域的な観点から事務をとることが適当と考えられる。 <路線維持確保のための補助事業について> 【制度改正の必要性等】バス路線の新設・廃止は、事業採算性を考慮して判断されることから、路線の採算性の確保が最大の課題となっている。このため、限界集落のような過疎地域におけるバス路線の新設・変更は、許認可の権限の所在の有無ではなく、実質的に行政による支援の有無に大きく左右される。現在、バス路線の維持確保に向けた補助事業を、国、県、市町村がそれぞれ行っているが、バス路線の廃止に際しては、県が地域協議会を開催し、国、市町村、事業者等と協議・調整を行っている。そこで、補助事業を県に一元化することにより、許認可事務とも相まって地域公共交通の実情が把握しやすくなるとともに、地域の実情に根差したよりきめ細かな施策の検討や展開が可能となり、県民への交通サービスの提供に資する。したがって、地域事情等に精通した地方自治体が総合行政の観点から交通政策を展開することが効果的である。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu.kekka.html |
| H26 | 266 | 06_環境・衛生 | 都道府県 | 埼玉県 | 環境省 | A 権限移譲 | 浄化槽法第5条第1項、第2項、第4項、第7条第2項、第7条の2第1項、第2項、第3項、第10条の2、第11条第2項、第11条の2、第12条第1項、第2項、第12条の2第1項、第2項、第3項、第53条第1項、第2項 | 浄化槽法に基づく設置届出等の受理、保守点検等の指導権限の市への移譲 | 現在は浄化槽法上、県の権限となっているが、浄化槽は一般家庭が設置しているものがほとんどであり、きめ細かい対応が可能になるように市へ権限を移譲すること | 【現状】浄化槽法第5条に基づく浄化槽設置届出の受理や第12条等に基づく保守点検等の指導権限等については、法律上、県の権限となっているが、本県では特例条例を活用した市町村への移譲が進んでいる。届出については61市町村のうち56市町村(35市20町1村)、指導権限については61市町村のうち24市町(16市8町)に移譲済みである。 【制度改正の必要性等】実態として第5条の設置届出や第11条の2等による廃止届出・管理者の変更届出が提出されないことが少なくなく、浄化槽管理者を管理する台帳の精度が低くなっている。そのため、浄化槽管理者に実施が義務付けられている法定検査等(7条、11条)の受検指導を効果的に行うことができない。法定検査(11条)については、その実施率の低さが問題となっているが、県レベルでは細かい指導が困難であるのが実情であり、住民により密着している市が指導を行う方が効果的である。届出等の提出先が、住民に身近な市となれば、下水道接続や転居等の手続と合わせて提出させるなど、よりきめ細かな対応が可能である。また、類似の例として水道法に基づく簡易専用水道の清掃、法定検査等の指導権限がH25.4.1に市へ法令移譲されている。特例条例で移譲を受けている市町村において、事務処理に当たって特に支障は生じていない。こうしたことから、都道府県と市町村の法律上の役割分担を実情に合わせて見直すべきである。(なお、設置届出等の受理は県内のほとんどの市町村に移譲済みであるが、保守点検等の指導については40市の半数程度にとどまっているので、移譲対象を市とするものである。) | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu.kekka.html |
| H26 | 267 | 06_環境・衛生 | 都道府県 | 埼玉県 | 環境省 | A 権限移譲 | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項、第4項、第5項、第7項、第8項、第9項、第11項、第13項、第10条第1項、第2項、第75条第1項、3項 | 有害鳥獣の捕獲許可等の市町村への移譲 | 有害鳥獣の捕獲等の許可、許可証及び従事者証の交付、違反者に対する措置命令、許可の取消を行うことは地域に密着した事務であるので、市町村に移譲すること | 【制度改正の必要性等】鳥獣保護法第9条に基づく有害鳥獣の捕獲等の許可、許可証及び従事者証の交付や第10条に基づく措置命令や許可の取消については、法律上、県の権限となっているが、本県では特例条例で全市町村に移譲済みである。地域の実情に詳しい市町村が処理することで迅速に対応でき、農作物被害等、鳥獣被害に関する住民からの相談に応じ速やかに調査を実施している。また、市町村と地元狩猟者との連携により、円滑に有害鳥獣捕獲が実施されている。特例条例で移譲を受けている市町村において、事務処理に当たって特に支障は生じていない。こうしたことから、都道府県と市町村の法律上の役割分担を実情に合わせて見直すべきである。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu.kekka.html |

| 対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの) | 最終の対応方針(閣議決定)記載内容 | 措置の概要 | 資料等 | | 国の担当部局 |
|---|-------------------|-------|-----|-----|--------|
| | | | | URL | |
| | | | | | |
| <p>4【国土交通省】</p> <p>(7) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59)及び道路運送法(昭26法183)</p> <p>平成26年11月20日に施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平26法41)により、地方公共団体が先頭に立って、まちづくりと連携して、持続可能な公共交通ネットワークを実現するための新たな枠組みが整備されたことを踏まえ、地域公共交通網形成計画等を作成する意欲のある地方公共団体に対し、計画作成のノウハウや知識・データを提供し、個別に相談に対応するなど、地域の取組の効果が十分発揮されるよう、環境整備を進める。</p> | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

| 年 | 年別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 提案年における最終的な調整結果(個票等) |
|-----|--------|----------|---------|------|-------------|--------|--|-----------------------|--|--|---|
| H26 | 268 | 06_環境・衛生 | 都道府県 | 埼玉県 | 環境省 | A 権限移譲 | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第19条第1項、第3項、第5項、第6項、第20条第3項、第21条第1項、第22条第1項 | 鳥獣飼養の登録の市町村への移譲 | 鳥獣の飼養の登録、登録票の交付は地域に密着した事務であり、市町村に移譲すること | 【制度改正の必要性等】 鳥獣保護法第19条に基づく鳥獣の飼養の許可、登録証の交付については、法律上、県の権限となっているが、本県では特例条例で全市町村に移譲済みである。 地域の実情に詳しい市町村が処理することで迅速に対応でき、住民からの問い合わせや通報に対して速やかに対応している。 特例条例で移譲を受けている市町村において、事務処理に当たって特に支障は生じていない。 こうしたことから、都道府県と市町村の法律上の役割分担を実情に合わせて見直すべきである。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |
| H26 | 269 | 06_環境・衛生 | 都道府県 | 埼玉県 | 環境省 | A 権限移譲 | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第24条第1項、第3項、第4項、第5項、第6項、第8項、第9項、第10項、第75条第1項、第3項 | 販売禁止鳥獣の販売許可等の市町村への移譲 | 販売禁止鳥獣等(ヤマドリ及びその卵とこれらを加工した食料品)の販売許可、許可証の交付、違反者に対する措置命令、許可取消は、市町村に移譲すること | 【制度改正の必要性等】 鳥獣保護法第24条に基づく販売禁止鳥獣等の販売許可、許可証の交付、措置命令や許可取り消しについては、法律上、県の権限となっているが、本県では特例条例で県内市町村にはほぼ移譲済みである。 地域の実情に詳しい市町村が処理することで迅速に対応でき、住民からの問い合わせや通報に対して速やかに対応している。 特例条例で移譲を受けている市町村において、事務処理に当たって特に支障は生じていない。 こうしたことから、都道府県と市町村の法律上の役割分担を実情に合わせて見直すべきである。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |
| H26 | 270 | 03_医療・福祉 | 都道府県 | 埼玉県 | 厚生労働省 | A 権限移譲 | 児童福祉法第59条第1,3,4,5,6,7項、第59条の2第1,2項、第59条の2の5第1,2項 | 認可外保育施設の届出受理等の市町村への移譲 | 認可外保育施設の設置届出の受理、立入検査、報告徴収、改善勧告等は、市町村に移譲すること | 【制度改正の必要性等】 児童福祉法第59条の2に基づく認可外保育施設の設置届出の受理や第59条等に基づく立入検査、改善勧告等については、法律上、県の権限となっているが、本県では特例条例により保育行政の主体である市町村に移譲が進み、全市町村に移譲済みである。 地域の実情に詳しい市町村が処理することで、保護者へ施設の情報詳しく提供できるなど、迅速で的確な対応ができています。 特例条例で移譲を受けている市町村において、事務処理に当たって特に支障は生じていない。 こうしたことから、都道府県と市町村の法律上の役割分担を実情に合わせて見直すべきである。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |
| H26 | 272 | 09_土木・建築 | 都道府県 | 埼玉県 | 農林水産省、国土交通省 | 対象外 | 土地改良法第90条 水資源機構法第26条 地方財政法第17条の2第2項 高速自動車国道法施行令第11条第3項 道路法施行令第23条第1項 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令第2条第2項 電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令第11条第2項 地すべり等防止法施行令第10条 | 直轄事業負担金制度の廃止 | 直轄事業負担金制度のうち維持管理費負担金については平成23年度から全廃されたが、建設費負担金については廃止が実現されていない。建設費負担金についても早期に廃止すること。 | 【制度改正の経緯】 直轄事業負担金制度については、全国知事会等が長年にわたり長年にわたり廃止を求めてきた。 直轄事業負担金制度のうち維持管理費負担金については平成23年度から全廃されたが、建設費負担金については廃止が実現されていない。 平成22年1月14日 国土交通省の「直轄事業負担金制度等に関するワーキングチーム」が公表した制度廃止に向けた工程表(素案)では、平成25年度までに「直轄事業負担金制度の廃止とその後のあり方について結論を得る」とされた。 平成24年11月30日「地域主権推進大綱」が閣議決定され、直轄事業負担金の廃止について、平成25年度までに「直轄事業負担金制度の廃止とその後のあり方について結論を得る」と明記されたが動きはない。 【制度改正の必要性等】 直轄事業負担金制度は、国の事業に対して地方が費用負担する不合理な制度であり、埼玉県の直轄事業負担金は272億円に達しており、大きな負担を強いられている(平成26年度当初予算額)。 道路法施行令第23条第1項等による建設費に係る直轄事業負担金制度を早期に廃止すべきである。 | - |

| 対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの) | 最終の対応方針(閣議決定)記載内容 | 措置の概要 | 資料等 | | 国の担当部局 |
|-------------------------------|-------------------|-------|-----|-----|--------|
| | | | | URL | |
| - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - |

| 年 | 年別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 提案年における最終的な調整結果(個票等) |
|-----|--------|----------|---------|------|-------|--------------|---|---------------------------------|---|--|---|
| H26 | 273 | 03_医療・福祉 | 都道府県 | 埼玉県 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 地域保健法施行令第4条 | 保健所長の医師資格要件の緩和 | 保健所長以外の職員に医師を配置する場合は、保健所長の医師資格要件を撤廃できることとする。 | 【制度改正の経緯】 地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた義務付け・枠付けの第3次、第4次の見直しの検討においても、保健所長の医師資格要件の撤廃が検討された。 地方からは、医師の確保が困難なこと、欠員を補うために2つの保健所長を兼務させている実情があることを支障として挙げ、地域保健法施行令第4条第2項各号のいずれにも該当する医師でない職員を保健所長として配置することができる臨時的措置については、時限的な措置であり、資格要件が非常に厳しく、全国的実績もほとんどなく、支障事例の根本的な解決にはならないと主張した。 厚労省は、保健所長は多岐にわたる専門分野について統括する立場として、医療、公衆衛生等に幅広い知見を有する必要があり、感染症対策などの緊急的な対応を要する際に、科学的かつ医学的見地から速やかに的確な判断と意思決定、医療機関をはじめとする関連施設との連携を図る必要があることから、保健所長の要件を政令に委任している。その要件を条例に委任すると、保健所長の専門性が十分に確保されず、地域保健の水準が低下する恐れがあり、結果的に国民全体の不利益につながることから、条例への委任は困難とした。 【支障事例等】 本県において、公衆衛生医師の確保が困難なため、一人の保健所長が2か所の保健所長を兼務することがあった事例が生じている。 しかし、所長以外であっても保健所内に医師を配置すれば、医学的知見の確保は可能である。 そのため、地域保健法施行令第4条を従うべき基準から参酌基準に改め、保健所において保健所長以外の職員に医師を配置する場合には保健所長の医師資格要件について撤廃できるようにするべきである。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |
| H26 | 274 | 03_医療・福祉 | 都道府県 | 埼玉県 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 児童福祉法第45条第2項第2号、附則第4条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第4条の基準を定める省令(平成23年厚生労働省令第112号) | 保育所に配置する職員数や居室面積に係る義務付け・枠付けの見直し | 保育所における居室等の面積、保育士の配置について、従うべき基準から標準あるいは参酌基準に変更し、地域の実情に応じて基準を設定できるようにすること。 | 【制度改正の必要性等】住民に身近な行政サービスである保育所の設置運営基準については、地域ごとの事情は千差万別であることから、全国一律の規制を行うのではなく、地方自治体の裁量の余地を広げ、地域の実情に応じた基準を設定できるようにすることが必要である。 (待機児童が多く、地価が高く市街地が過密した都市部と、待機児童が少なく、地価も比較的安価で土地利用にゆとりのある地域とを一律に同じ基準で縛ることは不合理である。) そのため、児童福祉法第45条第2項第2号等により従うべき基準とされている保育所における居室等の面積、保育士の配置について、標準あるいは参酌基準に変更し、地域の実情に応じて基準を設定できるようにすべきである。 【制度改正の経緯】第1次一括法に基づき、平成24年4月から児童福祉施設・サービスの人員・設備・運営基準等は都道府県等の条例に委任され、人員・居室面積等の厚生労働省令で定める基準は従うべき基準、その他は参酌すべき基準とされた。 ただし、保育所の居室面積基準について、地価が高く、待機児童が100人以上いる地域において厚生労働大臣が指定する地域にあっては、政令で定める日までの間は、「標準」とする特例措置が創設された。(平成23年9月に34都市が指定され、その後の追加等で現在は40都市(埼玉県内は3市)) 埼玉県においては、平成24年12月議会で埼玉県児童福祉法施行条例を制定し、第1次一括法附則第4条の規定により厚生労働大臣が指定した地域は平成27年3月31日までの間、満1歳以上満2歳未満の幼児に限り、1人当たり居室面積を2.5㎡まで緩和可能とした。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |
| H26 | 275 | 03_医療・福祉 | 都道府県 | 埼玉県 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 医療法第30条の4第2・5・8項、医療法施行令第5条の4、医療法施行規則第30条の30・32の2・別表第6、「医療法第30条の4第2項第12号に規定する療養病床及び一般病床に係る基準病床の算定に使用する数値等」厚生労働省医政局長通知「医療計画について」 | 基準病床数の算定基準等の緩和 | 基準病床数の算定において、将来推計人口値を使用できるよう、厚生労働省医政局長通知の人口の定義を改めること。 基準病床数の算定に使用する退院率及び平均在院日数の地方ブロック別の係数について、過去の実績に基づく設定を見直し、全国一律とするなど地域間格差を是正すること。 基準病床数制度について、一定の要件等を設定した上で、地域の実情に応じて知事が独自に基準病床数の加算などを行えるよう、医療法等の規定を改正すること。また、特例病床制度については、厚生労働大臣への協議を廃止すること。 | 【改正の必要性】①現在の基準病床数の算定方法には問題があり、医療計画期間の5年間の医療ニーズに見合った病床数を算定できない。 本県は急速な高齢化の進展により、年齢階級別人口の構成が大きく変化し、医療ニーズの急増が見込まれている(平成30年:患者数58,000人)。しかし、基準病床数の算定に使用する性別・年齢階級別人口は、最近(=過去)値を使用することとなっている。このため、医療計画期間中に改定しない限り、計画の終期(平成29年度末)までに必要な基準病床数の算定ができない状況である(現在の基準病床数:46,451床)。 そのため、基準病床数の算定に使用する性別・年齢階級別人口を最近(=過去)値ではなく、将来推計人口値を使用できるように運用を改めるべきである。 【改正の必要性】②基準病床数の算定に使用する数値の一部(退院率や平均在院日数)は、全国一律の値ではなく地方ブロックごとに定められている。このことは、病床規制以前(昭和60年)の病床が影響し続け、対人口比の地域間格差が解消されない要因の一つになっている。 そのため、基準病床数の算定に使用する退院率などの地方ブロック別の係数について、過去の実績に基づく設定を見直すべきである。 【改正の必要性】③行政が積極的に関与して不足する医療機能の誘導を図ろうとしても病床過剰地域では、厚労大臣の同意を要するなど主体的かつ迅速な対応を行うことができない。 そのため、基準病床数制度については、一定の要件等を設定した上で、地域の実情に応じて知事が独自に基準病床数の加算などを行えるようにすること。また、特例病床制度については、厚労大臣への協議を廃止すべきである。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |
| H26 | 276 | 03_医療・福祉 | 都道府県 | 埼玉県 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の4第1項 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表 指定居宅サービス介護給付費 単位数表3訪問看護費ハ | 高齢者に対する定期巡回・随時対応サービスにおける人員基準の緩和 | 看護職員に係る人員基準について、利用者数に応じた段階制にするなど緩和すること。この場合、サービスの質を確保するため、基準を下回ったときの減算措置等を講じること。 | 【制度改正の必要性等】 高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けていくためには、医療や介護、生活支援などのサービスを切れ目なく提供していく体制を整備していく必要がある。 定期巡回・随時対応サービスは、地域包括ケアシステムを構築する上で中核を担うサービスであり、本県では、このサービスがすべての市町村で提供されるよう普及促進に努めている。 定期巡回・随時対応サービスは、二つの形態(一体型事業所、連携型事業所)で提供されているサービスであり、現在、18事業者が25市町村でサービスを提供しているが、普及率はまだ4割と低い。 その要因として、一体型事業所は、訪問看護の利用がなくても人材確保が困難な看護職員を常勤換算2.5以上配置しなければならず、これが収益を圧迫することから参入をためらうということが挙げられる。 また、連携型で事業を実施しようとする事業所は、連携先となる指定訪問看護事業所が受け取る介護報酬額が低いために連携先の確保が困難となっており、参入できないということが挙げられる。 【懸念の対応策等】 普及を促進するためには、一体型事業所の看護職員に係る人員基準について、基準を下回ったときの報酬減額を担保に利用者数に応じた段階制とすること及び連携先となる既存の指定訪問看護事業所が受け取る介護報酬額を引き上げて連携型事業所が連携先を確保しやすくすることが必要である。 | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html |

| 対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの) | 最終の対応方針(閣議決定)記載内容 | 措置の概要 | 資料等 | | 国の担当部局 |
|---|-------------------|--|---|-----|--------|
| | | | | URL | |
| | | | | | |
| 6【厚生労働省】 (1)児童福祉法(昭22法164) (ii)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)のうち、保育所に係る基準については、次のとおりとする。 ・居室面積(同基準32条)については、三大都市圏の一部に限り、待機児童解消までの一時的措置として、平成27年3月31日までの間、居室の面積に関する基準に係る規定を「標準」としている措置を、平成32年3月31日まで延長する。 ・朝、夕の時間帯であって、保育する児童が1人である場合等における保育士の数が2人を下回ってはならないという取扱い(同基準33条2項)について、地方の実情を踏まえて、引き続き検討を進める。 上記(i)(ii)に加え、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度の着実な施行を図るとともに、「待機児童解消加速化プラン」及び「保育士確保プラン」に基づき、地方公共団体と連携して、保育士確保対策(潜在保育士の復帰支援を含む。)に強力に取り組む。 | | 【厚生労働省】保育所等において必要な保育士の確保が難しい状況にある場合の対応について(平成27年3月19日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課事務連絡) | https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_274 | | |
| 6【厚生労働省】 (3)医療法(昭23法205) (i)医療計画に定める基準病床数制度(30条の4第2項12号)については、都道府県における地域医療構想の策定・運用状況を共有しつつ、今後の医療需要の増大や地域ごとに異なる実情を踏まえた医療提供体制の在り方について検討を進める。 | | | | | |
| | | | | | |